

シルバーガイドブック

平成 27 年度版



狛江市福祉保健部高齢障がい課

このガイドブックは、狛江市の高齢者福祉や生きがいづくりのための手引きとなっており、平成 27 年 12 月現在の内容を基本として作成しています。

お問い合わせや、ご利用にあたってのご相談は、各事業ページの「窓口」でお受けしています。



相談したい

福祉総合相談・地域包括支援センター	1
高齢者やそのご家族の方の相談窓口です。高齢者への総合的な支援を行います。	
こまほっとシルバー相談室	3
都営狹江団地の商店街の一角にある、高齢者やその家族などが困りごとなどを相談できる窓口です。	
民生委員・児童委員	3
地域の担当が個人や家族の力だけでは解決できない問題などの相談に応じます。	
健康相談	4
保健師・栄養士が相談に応じます。	
訪問指導	5
保健師などが療養している本人・家族に保健指導をします。	
消費生活相談	6
架空・不当請求など、消費者契約一般についての相談を行います。	

暮らしのこと

徘徊高齢者探索サービス	7
認知症により徘徊する方の位置情報を提供するサービスです。	
あんしんS(緊急通報装置)	8
緊急事態になった時に近所・親族・知人などに通報できる機器を貸与します。	
あんしん見守りサービス	9
ひとり暮らし高齢者の方などに、生活リズムセンサーや緊急通報ボタンを貸与し、緊急時には民間の警備会社が駆けつけます。	
高齢者火災安全システム	10
在宅高齢者などの家庭内の火災予防のため、防災機器などを給付します。	
高齢者配食サービス	11
身体または精神的機能の低下により自ら食事を確保することが困難な方に食事を配達すると同時に安否の確認をします。	
介護用品支給事業	12
おむつを含む介護用品の支給をします。	
高齢者自立支援日常生活用具給付事業	13
歩行支援用具やシルバーカーなど日常生活用具を給付します。	
笑顔サービス	15
高齢者や障がい者(児)の方が困った時、地域のみなさんの協力によりサービスを提供する有料のささえあい活動です。	

シルバー人材センターの家事援助サービス	16
シルバー人材センターにより、有料で家事援助などのサービスを提供します。	
電話訪問サービス	17
電話により高齢者の方の健康状態の確認やお話し相手をします。	
理容・美容サービス	18
寝たきりなどの高齢者に散髪・カットが利用できる券を交付します。	
入浴券の交付	19
自宅に入浴施設のない方などに公衆浴場の入浴券を交付します。	
不動産担保型生活資金の貸付	20
不動産を担保として生活資金を貸し付けます。	
成年後見制度	21
判断能力が十分でない方のために法定後見人などが保護する制度です。	
あんしん泊江	22
福祉サービスを利用される方が地域で安心してサービスを利用できるよう支援します。	

住まいのこと

自立支援住宅改修費給付事業	23
バリアフリー化するための住宅改修費用を給付します。	
シルバーピア(いわど・のがわ・いずみ)	24
住宅に困窮している高齢者に対し、公営の高齢者専用住宅を提供します。	
老人ホームなど介護に適した高齢期の住まい	25
さまざまな理由により在宅での生活が困難な高齢者が入所して生活の場とする施設です。	
都営住宅(シルバーピア)	26
東京都の高齢者向け都営住宅をご案内します。	
都営住宅(ポイント方式)	27
東京都の高齢者世帯向け都営住宅をご案内します。	

健康と医療のこと

健康診査・特定健康診査	28
原則 75 歳以上の方または 40～74 歳の方を対象に、市内健診実施医療機関で各種検査を行います。	
がん検診	29
がんの早期発見・治療のため検診を行います。	
結核検診	30
結核の早期発見・治療のため検診を行います。	

成人歯科検診	30
歯周疾患を改善し、健康で豊かな生活を送れるよう検診を行います。	
在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療	31
寝たきり状態で、通院による診療が困難な方のために訪問診療を行います。	
健康教室・講演会	32
健康についての知識を高めていただくため、生活習慣予防などをテーマとした教室を開催します。	
健康セミナー	33
運動指導が必要とされる方に体力チェックと運動処方によるトレーニング指導を行います。	
成人スポーツ教室	33
運動習慣を身につけ、スポーツを通じた仲間づくりのために教室を開催します。	
シルバー体操	34
運動不足の解消や健康増進に向けて、狛江市民総合体育館で軽体操などを実施する教室を開催します。	
後期高齢者医療制度	35
国による原則 75 歳以上の方の医療保険制度についての説明です。	
地域支援事業	36
介護が必要な状態となるのを予防するため、心身機能の維持・改善を図る介護予防事業を行います。	
うんどう教室のご案内	38
高齢の方が楽しみながら気軽に運動できる教室を開催します。	

社会活動といきがい

シルバー人材センター	39
就業を希望する高齢者に臨時的かつ短期的な仕事を提供します。	
シルバーパス	40
東京バス協会により発行される、都営地下鉄・都バス・民営バスに無料で乗れるパスについてのご案内です。	
歩いてみませんか！	41
お天気の良い時に市内の史跡散歩・・・いかがですか。市内の史跡の紹介と散歩のモデルコースを紹介します。	
老人福祉センター	42
あいとぴあセンター内にある健康増進などのための施設です。	
あいとぴあセンタープール	43
健康的な生活を営めるよう、あいとぴあセンターのプールを開放しています。	

小地域福祉活動	44
地域住民同士による、であい、ふれあい、ささえあいの関係づくりに向けて、お茶のみ会などの活動を実施します。	
高齢者会食会	45
外出の機会、人との出会いの機会を提供するため、会食会を実施します。	
老人クラブ(長寿会など)	46
自主的に組織し、健康に関する講演会や歌謡交流会などのいろいろな活動・交流を行います。	
ボランティア・市民活動の相談	46
地域でのボランティア活動の相談、紹介をします。	
生涯学習活動への参加	46
情報誌や専用サイトを活用し、生涯学習活動への参加を支援します。	
市民農園(シルバー世帯区画)	47
約 15 m ² の農園を貸与します。楽しく野菜や花を作り、収穫をお楽しみください。	
高齢者福祉大会	49
75 歳以上の方への長寿のお祝いとして、毎年9月に式典・芸能公演などを内容とした大会を開催します。	
敬老金・敬老祝品	49
9月1日現在で、77歳・88歳の方に敬老金を、99歳の方に敬老祝品をお届けします。	

介護保険制度について

介護保険対象者とサービス	50
---------------------	----

資料

特別養護老人ホームの申込み方法	62
認知症について	65
高齢者虐待について	66
民生委員・児童委員一覧表	68
狛江市老人クラブ(長寿会)一覧表	71
東京都の各種相談窓口	72
窓口一覧	74

相談したい

福祉総合相談

事業概要

市役所 2 階にある福祉の総合窓口です。高齢者、障がいある方、生活が困窮している方などの相談を受けています。

窓 口 福祉相談課 (03-3430-1111)

- ・高齢者・障がい者（児）についての相談 → 相談支援係（内線 2274）
- ・生活保護に関する相談 → 生活支援係（内線 2211）
- ・生活困窮全般（生活保護除く） → こま Y E L L（エール）（内線 2925）

地域包括支援センター

事業概要

高齢者やそのご家族、地域に暮らす人などの介護に関する悩みや、虐待や認知症に関する相談を受けています。センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどが在籍しています。

対 象 者

市内在住のおおむね 65 歳以上の方とその家族、地域の方々など

窓 口

① あいとぴあ地域包括支援センター

担当地域	中和泉・西和泉・元和泉・東和泉		
開所日	月曜日～土曜日 (第三土曜日を除きます)	電話	03-5438-3565
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分	所在地	狛江市元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内

② 地域包括支援センターこまえ正吉苑

担当地域	和泉本町・東野川・西野川		
開所日	月曜日～土曜日	電話	03-5438-2522
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分	所在地	狛江市西野川 2-27-23

③ 地域包括支援センターこまえ苑

担当地域	岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町		
開所日	月曜日～土曜日	電話	03-3489-2422
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分	所在地	狛江市岩戸南 4-17-17

地域包括支援センター案内図

① あいとぴあ地域包括支援センター



② 地域包括支援センターこまえ正吉苑



③ 地域包括支援センターこまえ苑



こまほっとシルバー相談室

事業概要

都営狛江団地の商店街の一角にある、高齢者やその家族などが困りごとなどを相談できる窓口です。また、地域のみなさまと連携して、高齢者の見守り活動を行っています。

- 【開設時間】 平日午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）
【場 所】 都営狛江団地商店街内（和泉本町4－7－27－106）

窓 口

こまほっとシルバー相談室（03-3430-7121）
福祉相談課相談支援係（03-3430-1111 内線 2274）

民生委員・児童委員

事業概要

日常生活の中で、個人や家族の力だけでは解決することのできない困った問題、心配ごと、悩みごとが起きたときに、地域を担当する民生委員・児童委員が相談に応じ、福祉サービスや関係機関へとつなげるなど、幅広く福祉活動を行っています。

民生委員・児童委員は、「常に住民の立場に立って」住民からの相談に応じ、必要な援助を行うことが民生委員法にも明記され、「人格を尊重し、秘密を守ること」「差別的な取り扱いをしないこと」などが義務付けられています。心配ごとや悩みごとがある方は、お気軽にご相談ください（民生委員・児童委員一覧表 68 ページへ）。

対 象 者

市内在住の方

窓 口

地域福祉課（03-3430-1111 内線 2232）

健康相談

事業概要

保健師、栄養士、歯科衛生士が心身の健康や食事・歯などに関する相談に応じます。

随時、あいとぴあセンター内健康推進課健康推進係窓口または電話で保健師、栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。

対象者

市内在住の方

手続き

手続きは不要です。

ただし、担当者が不在の時もありますので、事前にご連絡ください。

窓口

健康推進課健康推進係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）



訪問指導

事業概要

保健指導が必要であると認められる方及び家族などに対して、保健師などが訪問し、生活習慣病の予防などの健康に関する必要な指導を行います。

対象者

市内在住の 40 歳以上の方で、その心身の状況、その置かれている環境などに照らして、保健指導が必要であると認められた方

手続き

直接窓口へお越しになるか、電話などでご連絡ください。

窓 口

健康推進課健康推進係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）

消費生活相談

事業概要

架空・不当請求や訪問販売、電話勧誘販売、インターネットにおける契約などのトラブルやクーリング・オフについてのアドバイスなど、消費者契約一般についての相談を消費生活相談員が受けています。

相談受付日時

平日（土日祝日、年末年始を除く。）午前9時～正午、午後1時～3時

費用

無料

その他

契約トラブルや被害を未然に防ぐため、広報「こまえ」に相談事例を掲載しています。

また、地域活性課ではその事例をまとめた「狛江市消費生活相談事例集」を配布しています。ぜひご活用ください。

窓口

狛江市消費生活相談コーナー（地域活性課 03-3430-1111 内線 2229）

暮らしのこと

徘徊高齢者探索サービス

事業概要

徘徊高齢者の早期発見並びに保護による安全の確保を図り、介護者の負担を軽減することを目的としています。

認知症により徘徊が見られる高齢者に端末機を携帯してもらい、介護者の照会に対して、24時間体制で対象者の位置情報を提供します。

対象者

市内在住のおおむね 65 歳以上（初老期認知症に該当する方は 65 歳未満も含む。）の方で、認知症により、日常的に徘徊し、探索サービスの利用が必要と認められる方。申請者（対象者、介護者など）は、市内在住の方。

負担額

利用契約にかかる申込金 5,400 円

機器使用料 540 円/月

手続き

利用申請書により窓口で申請してください。その後、担当地域包括支援センター職員が訪問調査を行います。

市が利用決定をした後は、探索サービスを市が委託している業者と利用契約を結んでいただきます。

窓口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2222）

各地域包括支援センター（1 ページ）

あんしんＳ（緊急通報装置）

事業概要

緊急通報ボタンを設置（貸与）し、高齢者が身体の不調など緊急の状態に陥った場合、登録されたご近所の方や親族、知人の方に通報することにより、緊急事態を知らせることができます。

通報先には、親族や知人の方など３つの連絡先を指定していただきます。

対 象 者

市内在住のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯、または同居家族が日中不在しがちな世帯の方。ただし、NTTの電話回線で、かつアナログ回線が必要です。（他社と契約の場合またはデジタル回線を利用している方はお取り付けができません。）

負 担 額

無料

手 続 き

利用申請書により窓口で申請してください。

窓 口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2223）
各地域包括支援センター（1 ページ）

あんしん見守りサービス

事業概要

ひとり暮らし高齢者の居宅に、生活リズムセンサーや緊急通報ボタンを設置（貸与）し、日常的に見守り、孤独死の防止及びひとり暮らしに対する不安感の解消を図ります。

利用者が緊急通報装置により通報した時、また、一定時間センサーに生活反応がない時に民間の警備会社に通報がいき、事業所が駆けつけるとともに、消防署及び事前に登録された緊急連絡先に連絡されます。

※ 事前に警備会社に鍵を預けていただく必要があります。

対 象 者

市内在住の **75 歳以上**のひとり暮らしで、心臓などの慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方

負 担 額

住民税課税の方：月額 300 円

非課税の方：無料

※機器などの設置・撤去に要する費用の利用者負担はありません。（ただし、転居などにより再設置に要する費用は実費負担が発生します。）機器などの電気料金などは全額利用者の負担となります。

手 続 き

利用申請書により窓口で申請してください。その後、担当地域包括支援センター職員が訪問調査を行います。

窓 口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2223）

各地域包括支援センター（1 ページ）

高齢者火災安全システム

事業概要

寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者などに対して、家庭内での火災を予防し、生活の安全を確保するため、防災機器などを給付します。

対 象 者

給付品目	対象者	
自動消火装置	基準額 30,900 円	市内在住のおおむね 65 歳以上の寝たきりの方及びひとり暮らしの方など
	下方放出型簡易自動消火装置（以下「自動消火装置」）は、室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液などを噴射し初期火災を消火し得るものであること。 なお、財団法人日本消防設備安全センターに設置する消防設備等認定委員会において、認定ラベルの貼付がなされているものであること。	
ガス安全システム	基準額 42,200 円	市内在住のおおむね 65 歳以上であって心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要なひとり暮らしの方など
	警報器からの信号受信、ガスの異常使用、地震などの時にガスを自動的に元で遮断し、安全を確保するものであること。	
電磁調理器	基準額 41,000 円	同上
	炎を生せず電磁作用によって鍋自身を発熱させる調理器で安全かつ取り扱いが簡単なものであること。※卓上型一口タイプのものに限る。	

負 担 額

上表の基準額内の機器については、購入価格の 1 割。ただし、市民税非課税の方は利用者負担はありません。なお、基準額を超える額については、全額自己負担となります。

手 続 き

利用申請書により窓口で申請してください。その後、担当地域包括支援センター職員が訪問調査を行います。

窓 口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2223）
各地域包括支援センター（1 ページ）

高齢者配食サービス

事業概要

身体的または精神的機能の低下により自ら食事を確保することが困難な高齢者に、定期的に高齢者のための食事を配達します。それと同時に安否の確認を行うことにより、健康的で安らぎのある在宅生活を営むことができるよう援助します。

対象者

市内在住の次のすべてに該当する方

- (1) 65 歳以上で身体的または精神的機能の低下により食事を確保することが困難なひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯に属する方
- (2) 介護保険法に定める「要介護状態(要介護1～5)」または「要支援状態(要支援1～2)」と認定された方

配達について

月～土曜日の夕食を配達します。(年末年始 12月 31 日～1 月 2 日を除く。)
介護認定の結果により、利用できる回数に制限があります。

- ・ 要介護状態(要介護1～5)の方は、週6回まで
- ・ 要支援状態(要支援1または2)の方は、週2回まで

負担額

1 食 500 円(ただし、介護保険料所得段階第1段階の方は1食あたり400円に減免されます。)

手続き

利用申請書により窓口で申請してください。その後、担当地域包括支援センター職員が訪問調査を行います。

窓口

高齢障がい課高齢者支援係 (03-3430-1111 内線 2222)
各地域包括支援センター(1ページ)



介護用品支給事業

事業概要

常時おむつを使用している高齢者などに対して、おむつ及びおむつ以外の介護用品を支給します。

対象者

市内在住の常時おむつを使用する在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- ①介護保険法に定める要介護認定において、要介護4または要介護5と判定され、かつ市民税が非課税の方
- ②65歳以上の方で介護保険法に定める要介護認定において、要介護4または要介護5と判定され、かつ市民税が課税の方
- ③65歳以上の方で介護保険法に定める要介護認定において、要介護3と認定され、かつ常時寝たきりの方

支給内容

- ・①に該当する方⇒「おむつを含む介護用品」を、月額 8,300 円を上限として支給します。
- ・②③に該当する方⇒「おむつのみ」を、月額 5,000 円を上限として支給します。

いずれもパンフレットの中から選んでいただいた商品を委託契約業者から配送します。（介護用品は、おしりふき・使い捨て手袋などです）なお、上限額を超えた部分については、全額自己負担となります。また、介護用品の支給を受けている方は、ごみ袋が支給されます。

手続き

利用申請書により窓口で申請してください。ただし、③の対象者は、主治医またはケアマネジャーにより記載されたおむつ使用証明書の添付が必要です。

窓口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2222）
各地域包括支援センター（1 ページ）

高齢者自立支援日常生活用具給付事業

事業概要

寝たきり高齢者、虚弱高齢者などに対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的として、歩行支援用具やシルバーカーなど別表に掲げる日常生活用具を給付します。

対象者

市内在住のおおむね 65 歳以上の寝たきりの方、虚弱高齢者などで別表に定める「対象者」に該当する方

負担額

別表の基準額内の用具については、購入価格の 1 割または 2 割（介護保険サービスの負担割合に準じます。55 ページ「自己負担割合の区分について」参照）ただし、生活保護を受けている方は、利用者負担はありません。

なお、基準額を超える額については、全額自己負担となります。

手続き

用具の購入前に、利用申請書により窓口で申請してください。その後、担当地域包括支援センター職員が訪問調査を行います。購入後の申請はできません。

用具の給付が必要と認められた方については、市が給付決定後、業者が用具をお届けします。

窓口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2222）
各地域包括支援センター（1 ページ）

別表

種 目	基 準 額	対 象 者	性 能 等
腰掛便座	51,500 円	市内在住のおおむね 65 歳以上の介護保険非該当者の方で排泄に介助を要する方	高齢者の排便のために便利なものであること。ただし、便座によりがたい場合は、ポータブルトイレを給付することができます。
入浴補助用具	90,000 円	市内在住のおおむね 65 歳以上の介護保険非該当者の方で入浴に介助を要する方	入浴に際し、座位の維持、浴槽への入水などの補助が可能な用具とします。
歩行支援用具	53,600 円	市内在住のおおむね 65 歳以上の介護保険非該当者の方で歩行に介助を要する方	おおむね次のような性能を有する手すりなどであること。 ア 高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものであること。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助などの目的に適合するものであること。
スロープ	50,500 円	同上	工事を伴わずに、しっかり固定することができ、安全な利用のために十分な強度を有するものであること。
シルバーカー	35,100 円	市内在住のおおむね 65 歳以上の方であって下肢が不自由な方	高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものであること。
入浴担架	133,900 円	市内在住のおおむね 65 歳以上のねたきりの方で入浴に介助を要する方	高齢者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるものであること。
難燃性寝具	61,800 円	市内在住のおおむね 65 歳以上のねたきりの方	防炎加工された材質で製造されたもので、財団法人日本防炎協会に設置する防炎製品認定委員会において認定ラベルの貼付がなされているものであること。
洗髪器	23,700 円	同上	入浴困難なねたきり高齢者の洗髪に便利なものであること。
空気清浄器	51,500 円	同上	室内の空気の消臭・殺菌に効果のあるものであること。

笑顔サービス

事業概要

笑顔サービスは、高齢者や障がい者（児）、子育て中の方などが困ったとき、地域のみなさまの協力によりサービスを提供する、会員制による有料のささえあい活動です。

利用される方は、狛江市社会福祉協議会の会員になっていただくことが必要です。（年会費一口 1,000 円以上）

対象者

市内在住のおおむね 65 歳以上の方や障がい者（児）、子育て中の方（産前及び産後 1 か月から就学前の子どものいる家庭）など日常生活を営むのに支援を必要とされる方

サービス内容

家事援助サービス	食事作り、洗濯、掃除、買物など
介助サービス	身の回りの世話（入浴は除く。）、通院介助、外出介助など
その他の簡易なサービス	話し相手など
子育て支援サービス	育児に関する援助など

利用料金・利用時間など

対象	利用時間	利用料金
高齢者及び障がい者（児）への援助	月～土曜日の午前 9 時～午後 5 時	1 時間 800 円
	※上記以外の時間帯（9 時前・5 時以降）及び日曜日・祝日・年末年始	1 時間 1,000 円
子育て世帯への援助	月～土曜日の午前 9 時～午後 5 時	1 時間 1,000 円

※なお、日曜日・祝日・年末年始は、原則として利用できません。

手続き

窓口へ申し込みしてください。

窓口

狛江市社会福祉協議会笑顔サービス（03-3488-0787）

シルバー人材センターの家事援助サービス

事業概要

シルバー人材センターに登録している健康で就業意欲のある高齢者（原則 60 歳以上）が、有償で家事のお手伝いを行います。

掃除、洗濯、調理、食事作り、買物、部屋の片づけ、ゴミ出し、空き部屋清掃、話し相手、植木の水やりなど。ただし、狛江市内の仕事に限ります。

なお、シルバー人材センターでは、家事援助サービスのほか、除草、植木の剪定などさまざまな仕事を受けています。詳しくは狛江市シルバー人材センターまでお問合せください。

利用料金

1 時間以内	1, 100 円
1 時間30分以内	1, 562 円
2 時間以内	2, 024 円
2 時間を超える場合	924 円×時間数

窓 口

狛江市シルバー人材センター（住所：猪方 4 - 13- 1 電話：03- 3488- 6735）

電話訪問サービス

事業概要

ボランティアグループ「狛江電話訪問はとの会」により、高齢者や外出が困難な方、地域社会から孤立しがちな方へ電話を通じた見守り活動と孤立死防止の活動を行っています。

研修を積んだボランティアが定期的に電話をかけ（電話訪問）、不安感・孤立感を解消することで、精神的な安定を図るとともに、安否、健康状態などを確認します。また、電話に出ない時は狛江市社会福祉協議会や民生委員などと連携し、安否を確認します。

なお、守秘義務により、会話の中で知り得たプライバシーに関する情報は一切口外しません。

対象者

市内在住のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方、高齢世帯、外出困難な障がいを持つ方

電話訪問日

週 2 回（月曜日と木曜日もしくは火曜日と金曜日）

午後 1 時 30 分から午後 4 時までの間

窓口（取り次ぎ）

狛江市社会福祉協議会こまえボランティア・センター（03-3480-3615）



理容・美容サービス

事業概要

市内在住の常時寝たきりなどで在宅の方に対し、福祉の向上を目的として、理容・美容サービス券を交付します。この券を使用することにより、理容・美容組合などの協力のもと散髪またはカットを、年6回受けることができます。

対象者

次のいずれかに該当する方。ただし、生活保護を受けている方は除きます。

- ①介護保険法に定める要介護認定において、要介護4または要介護5と判定され、常時寝たきりなどのため介護を必要とする方で、その状態が3か月以上継続し、なお継続すると認められる方。
- ②要介護3と認定され、かつ主治医意見書に記載された心身の状態に関する意見書における日常生活の自立度などについて、B1からC2までの範囲に記載がなされた方。

手続き

利用申請書により窓口で申請してください。

窓口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2222）



入浴券の交付

事業概要

健康保持と保健衛生の向上のため、自宅に入浴施設のない方に対し、狛江市・調布市の公衆浴場または世田谷区の一部公衆浴場の入浴券を月 4 枚を交付します。

対 象 者

市内在住の 65 歳以上で自宅に入浴施設がなく、かつ常時公衆浴場を利用する方で当該年度の市民税が非課税の方。ただし、生活保護受給者で生活扶助を受給している方は除きます。

手 続 き

窓口で申請してください。申請後、自宅の状況を職員が確認し、要件に該当する場合、市より決定通知及び入浴券を交付します。

窓 口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2223）

不動産担保型生活資金の貸付

事業概要

現在お住まいの自己所有の不動産(土地・建物)に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度です。

※貸付契約終了時、不動産を売却して貸付元利金を償還いただきます。

対象者

次のいずれにも該当する高齢者世帯。ただし、生活保護世帯及び公的資金を借受中の世帯は、原則対象外です。

- 1 借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯
※同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、共有の不動産も含む。
- 2 世帯の構成員が原則として **65** 歳以上
- 3 世帯の構成が、①単身、②夫婦のみ、③①または②の親が同居のいずれか
- 4 世帯員の収入が市民税非課税程度の低所得世帯

対象不動産（土地・建物）

- 1 賃借権などの利用権及び抵当権などの担保権が設定されていない。
- 2 土地の評価額が概ね 1,500 万円以上の一戸建て住宅(集合住宅は不可)

事業詳細

- | | |
|----------|--|
| 1 貸付月額 | 30 万円以内 |
| 2 資金交付 | 原則 3 か月ごと |
| 3 貸付限度額 | 担保となる土地評価額の概ね 70% |
| 4 貸付期間 | 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 |
| 5 貸付金の利率 | 年 3 %または当該年度における 4 月 1 日時点の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定める。 |

備考

- ・申込みの前に事前審査があります。
- ・申込みから貸付金交付までは数か月かかりますので、予めご了承ください。

窓口

狛江市社会福祉協議会 生活福祉資金担当 (03-3488-0294)

成年後見制度

事業概要

判断能力が十分でない方（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）を家庭裁判所が選任した法定後見人などが保護します。

対象者の判断能力に応じて、家庭裁判所が「後見人」「保佐人」「補助人」のいずれかを選任します。これらの法定後見人は、それぞれ法律で定められた範囲で、幅広く援助します。

また、将来、判断能力が十分でなくなった場合に備えて、本人が前もって「任意後見人」と契約を結ぶ「任意後見制度」もあります。

対 象 者

認知症・知的障がい・精神障がいなどのために、判断能力が十分でない方

助成制度

資産や所得が少なく、費用的な問題で成年後見制度を利用できない方を対象とした助成制度があります。詳しくは、下記窓口へお問い合わせください。

窓 口

地域福祉課（03-3430-1111 内線 2232）

狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江（03-3488-5603）（22 ページ）

あんしん狛江

事業概要

福祉サービスを利用される方が、地域で安心してサービスを選択し利用できるよう以下の事業を行います。

【事業１】福祉サービス利用援助（地域福祉権利擁護事業）

① 利用できる方

狛江市民であり以下に該当する方、そのご家族、ご親族など

- ・判断能力が不十分・認知症・もの忘れのある高齢の方、知的障がい・精神障がいのある方
- ・判断能力は十分だが、外出支援などが必要な高齢の方、身体障がいのある方

② お手伝いの内容

- ▽ 福祉サービスの利用援助
介護保険などの福祉サービスを使う手続き、福祉サービス利用料の支払いをお手伝いします。
- ▽ 日常的金銭管理
通帳・預貯金の管理や公共料金などの支払いをお手伝いします。
- ▽ 日常生活支援サービス
必要な郵便物を確認し、各種行政手続きなどをお手伝いします。
- ▽ 書類などの預かり
通帳、実印、年金証書、保険証書、契約書などをお預かりします。

なお、支払いや手続きのお手伝いは、代行や同行などにより行います。

【事業２】福祉サービス総合相談（福祉サービス総合支援事業）

① 相談内容

- ▽ 福祉サービスの利用援助、苦情調整
- ▽ 弁護士による苦情、権利擁護相談
- ▽ 成年後見制度の利用についての相談など

② 相談日時

- ・月曜日～金曜日 午前８時３０分～午後５時１５分
- ・弁護士相談（予約制） 毎月第３水曜日 午後１時～４時

窓 口

狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江（03-3488-5603）

住まいのこと

自立支援住宅改修費給付事業

事業概要

住宅をバリアフリー化するための改修費用を給付します。対象者、工事内容は以下の表のとおり。なお、現在の困難な動作を解消する福祉的な工事が対象であり、将来的な不安や古くなったための修理や取替えは対象となりません。

改修区分	工事内容	対象者	負担限度額
予防改修	手すりの取り付け、段差の解消、床・通路面の変更、扉の取り替え、便器の取替え（和式から洋式）	市内在住の 65 歳以上で介護保険の要介護認定で自立と判定され、日常生活を営む上で、常時注意を要する方	200,000 円
設備改修	浴槽の取替え（高さ、深さを浅くする工事など）	市内在住の 65 歳以上で介護保険の要介護認定で自立・要支援・要介護と判定され、日常生活を営む上で、常時注意を要する方	379,000 円
	流しまたは洗面台の取替え（車イス利用者が車イス対応のものに替える工事）		156,000 円
	便器の取替え（和式から洋式に替える工事）		106,000 円

負担額

上表の負担限度額内の改修については、改修費用の 1 割または 2 割（介護保険サービスの負担割合に準じます。55 ページ「自己負担割合の区分について」参照）ただし、生活保護を受けている方は、利用者負担はありません。

なお、負担限度額を超える額については、全額自己負担となります。

手続き

申請書に理由書、工事計画書、図面(改修前後)、見積書を添えて、改修工事前に窓口で申請してください。改修後の申請はできません。申請後、市が現地調査を行います。

窓口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2222）
各地域包括支援センター（1 ページ）

シルバーピア(いわど・のがわ・いずみ)

事業概要

住宅に困っている高齢者に対して高齢者に配慮した市営高齢者専用の集合住宅3棟（単身者向け43戸、世帯向け2戸）を提供します。

シルバーピアには、日常生活の見守りとして、居室に緊急通報装置及び生活活動を検知するセンサーが設置されているほか、生活協力員としてワーデンを配置しています。

募集に関しては、空き室が発生した場合に行います。住宅に困っている度合いと身体状況などから入居者を決定します。

対象者

以下のすべてに該当する方

- 1 市内に引き続き3年以上お住まいの方
- 2 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の二人世帯の方(配偶者は60歳以上)
- 3 所得が基準内である方(基準については、別途お問い合わせください。)
- 4 持ち家に居住していない方
- 5 独立して日常生活を営むことができる方
- 6 現に住宅に困窮している方
- 7 暴力団員でない方
- 8 連帯保証人がいる方
- 9 共同住宅のため、居住ルールを厳守できる方

手続き

新築した場合や空き室が発生した場合は、広報「こまえ」などにご案内を掲載します。また、募集案内・申込書は期間中に窓口で配布します。

窓口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2222）

老人ホームなど介護に適した高齢期の住まい

種類	概要	主な特徴
有料老人ホーム	高齢の入居者に、食事や生活サービス、介護を提供する施設	・料金や規模、元気な人が多いところや要介護者が中心など、ホームによる違いが大きい。 ・入居時に前払金が必要な場合が多い。 ・ホームのスタッフが介護を行う場合が多い。 ・主に民間の株式会社などが運営する。
サービス付き 高齢者向け住宅	安否確認や生活相談などの生活支援サービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅	・介護、医療事業所と連携しているところが多い。 - 介護が必要になった場合、外部のサービスを利用する。 ・主に民間の株式会社などが運営する。
軽費老人ホーム (ケアハウス)	独立して生活するには不安がある低所得高齢者が、低額な料金で利用できる施設	・介護が必要になった際に退所を求められることがある。 ・施設のスタッフが介護を行うところと、外部サービスの利用が必要なところがある。
都市型軽費 老人ホーム	都市部において面積要件を緩和し、家賃などの利用料を低額に抑えた軽費老人ホーム	・介護が必要になった際に退所を求められることがある。 ・介護保険を使う場合は、自宅と同じく、外部サービスを利用する。
認知症高齢者 グループホーム	認知症高齢者が5～9人の少人数で共同生活を送りながら、介護や身の回りの世話などを受ける施設	・要支援2以上で認知症の方が対象。 ・家庭的な環境で生活できる。 ・グループホームのスタッフが介護などを行う。 ・入居できるのは、グループホームがある区市町村の住民に限られる。
特別養護老人ホーム	常時介護が必要で在宅介護が困難な高齢者に、生活全般にわたる介護サービスを提供する介護保険施設	・要介護3以上の方が対象。 ・重度の介護にも対応可能。重度者が優先的に入所でき、看取りまで行うことも多い。 ・所得によっては低額な費用で利用可能。 ・個室ではない場合も多い。個室は一定の費用を要する。
老人保健施設	症状は安定したものの自宅での生活が困難な高齢者に、医療ケアと介護、生活サービスなどを併せて提供する介護保険施設	・要介護1以上の方が対象。 ・病院と自宅の中間的位置付けで、自宅復帰を目指してリハビリを受けられる。入所期間が短い。 ・所得によっては低額な費用で利用可能。 ・個室ではない場合も多い。個室は一定の費用を要する。

参考：東京都福祉保健局「あんしんなっとく有料老人ホームの選び方」より

都営住宅（シルバーピア）

事業概要

住宅に困っている高齢者に、都営高齢者集合住宅募集案内を配布します。
東京都が8月上旬と2月上旬に募集を行い、抽選で入居者を決定します。

対 象 者

次のすべてに該当する方

- 1 都内に引き続き3年以上お住まいの方
- 2 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の同居親族のいる方（ただし、配偶者はおおむね60歳以上）
- 3 所得が基準内であること。
- 4 土地・建物を所有していない方
- 5 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと。

手 続 き

申込期間及び募集案内・申込書の配布期間は、募集時期（8月上旬と2月上旬）に広報「東京都」または広報「こまえ」で確認するか、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター（03-3498-8894）で確認してください。

募集案内・申込書は、市役所・都庁・都内他区市町村役所・東京都住宅供給公社で配布します。狛江市役所での配布窓口は市民課です。

※配布期間は申込み期間より短いのでご注意ください。

窓 口

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター（03-3498-8894）
テレホンサービス（03-6418-5571）

都営住宅（ポイント方式）

事業概要

住宅に困っている高齢者世帯に、高齢者世帯向け都営住宅募集案内を配布します。

対象者

以下のすべてに該当する方

- 1 都内に引き続き3年以上お住まいの方
- 2 同居親族がいる方（単身者は申し込めません。）
- 3 申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまる方
 - ①配偶者（内縁及び婚約者を含む。）
 - ②おおむね60歳以上の方（申込日現在57歳以上の方）
 - ③18歳未満の児童
 - ④身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の方
 - ⑤重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は1度～3度）の方
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方
- 4 世帯の所得が基準内であること。
- 5 土地・建物を所有していない方
- 6 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと。

事業内容

都が8月上旬と2月上旬の年2回募集を行い、住宅に困っている度合いの高い方から順に入居者を決定します。

手続き

申込期間及び募集案内・申込書の配布期間は募集時期（8月上旬・2月上旬）に広報「東京都」または広報「こまえ」で確認するか、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター（03-3498-8894）で確認してください。

募集案内・申込書は市役所・都庁・都内他区市町村役所・東京都住宅供給公社で配布します。狛江市役所での配布窓口は市民課です。

※配布期間は申込み期間より短いためご注意ください。

窓口

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター（03-3498-8894）
テレホンサービス（03-6418-5571）

健康と医療のこと

健康診査・特定健康診査

事業概要

生活習慣病の予防・早期発見のために、市内健診実施医療機関で問診、身体測定、視診、聴打診、血圧測定、検尿、血液検査などの検査を行います。

ただし、医師が必要と判断した方のみ、心電図、眼底検査、胸部レントゲン検査などを実施します。

特定健康診査については、生活習慣病の危険度が高いと認められた方には特定保健指導を実施します。

対象者

■健康診査

後期高齢者医療保険に加入されている **75歳以上**の方（後期高齢者医療保険に加入されている **65歳～74歳**で一定の障がいがある方を含む。）

■特定健康診査

狛江市国民健康保険に加入されている **40～74歳**の方（長期入院されている方や施設入所されている方を除く。）

手続き

対象者には受診券を送付します。受診券と保険証を必ず持参し、直接市内の健診実施医療機関にお問い合わせのうえ、受診してください。実施期間などは、広報「こまえ」または、受診券と一緒に送付する案内をご確認ください。

窓口

健康推進課健康推進係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）

がん検診

事業概要

がんの早期発見・早期治療のために、あいとぴあセンター・市内の検診実施医療機関でがん検診を実施します。

【集団がん検診】

胃がん・肺がん・大腸がん検診・骨密度測定(30～70歳の女性の方のみ)
あいとぴあセンターで実施します。

【個別がん検診】

肺がん・子宮がん・乳がん検診(視触診とマンモグラフィのセット)
市内の検診実施医療機関で実施します。

対象者

市内在住の男性 35 歳、女性 30 歳以上の方。ただし、子宮がん検診は 20 歳以上、乳がん検診は 40 歳以上の方（前年度に子宮がん検診、乳がん検診を受診した方は除きます。）

負担額

費用は乳がん検診のみ有料（40 歳～49 歳 2,160 円、50 歳以上 1,080 円）。その他は無料です。

手続き

【集団がん検診】

はがきによる申し込みまたは市のホームページからの電子申請。ただし、申し込みが多い場合は、抽選となります。

【個別がん検診】

検診実施医療機関にお問い合わせのうえ受診してください。
検診実施医療機関・実施日時などは広報「こまえ」などでお知らせします。

窓口

健康推進課健康推進係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）

結核検診

事業概要

結核の早期発見・早期治療のために、結核検診を実施します。検査は、レントゲンの直接撮影となります。

対象者

市内在住の 65 歳以上の方。ただし、会社などで検診の機会のある方は除きます。

負担額

無料

手続き

申し込みは不要ですので、直接会場へお越しください。
実施日は広報「こまえ」などでお知らせします。

窓口

健康推進課健康推進係（あいとぴあセンター内）（03- 3488- 1181）

成人歯科検診

事業概要

歯科疾患に対する早期受診を促し、健康の保持増進を図ることを目的とし、歯及び歯肉の状態を確認し、異常の有無を判断します。

対象者

市内在住の 40 歳以上の方

手続き

あいとぴあセンター休日歯科応急診療の実施日に直接お越しください。
実施日は広報「こまえ」などでお知らせします。

窓口

健康推進課健康推進係（あいとぴあセンター内）（03- 3488- 1181）

在宅寝たきり高齢者歯科診療

事業概要

在宅で寝たきりの状態にあり、通院による歯科診療を受けることが困難な方に、申請に基づき、診療する前に予診当番医が訪問調査を行い、診療担当医を決定したうえで訪問診療を行います。ただし、訪問調査の結果、診療ができない場合もあります。

診療費については、保険適用による一部本人負担があります。

対象者

市内在住の 65 歳以上の寝たきりの方及びこれに準ずる状態にある方で、通院による診療を受けることが困難な方

手続き

希望する家族の方が、印鑑と保険証などを持参のうえ、直接健康推進課（あいとぴあセンター内）の窓口へお越しください。

窓口

健康推進課健康推進係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）

健康教室・講演会

事業概要

健康についての自覚と知識を高めていただくため、健康づくり教室を行います。

【テーマの例】

生活習慣予防・がん予防に関すること
女性の健康づくり、心の健康について
食育料理教室

対象者

市内在住の方

手続き

予約のうえご参加ください。実施日は広報「こまえ」でお知らせします。

窓口

健康推進課健康推進係(あいとぴあセンター内) (03-3488-1181)

健康セミナー

事業概要

運動指導が必要と認められた方及び身体機能が低下していると認められる方に、体力チェックと運動処方によるトレーニング指導を行い、生活習慣病の予防と健康の維持・増進及び運動の動機付けを図ります。

対象者

市内在住の 40 歳以上で肥満・脂質異常症・糖尿病などで運動が必要と認められる方及び運動不足により身体機能が低下していると認められる方

場 所

あいとぴあセンター内健康増進室

参加費用など

週 2 回コース 10,000 円、週 1 回コース 5,000 円を 3 か月間で実施します。

手 続 き

広報「こまえ」でお知らせします。

窓 口

健康推進課健康推進係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）

成人スポーツ教室

事業概要

日頃運動不足と思われる方、運動をするきっかけのない方を対象に運動習慣を身につけ、健康的な生活を営めるようにするとともに、スポーツを通して仲間づくりをすることを目的として開催します。

対象者

市内在住・在勤の 20 歳以上の方

手 続 き

広報「こまえ」でお知らせします。

窓 口

社会教育課社会教育係（03-3430-1111 内線 2372）

シルバー体操

事業概要

運動不足の解消や健康の維持・増進を目的として体操などを行う教室を開いています。

▽月曜日 軽体操、ストレッチなど。 体力に自信のない方・あまり運動経験のない方もご参加いただけます。（第3体育室）

▽火曜日 軽体操、ウォーキングの他、卓球、バドミントン、ダンスなどの種目を取り入れています。（第2体育室）

対 象 者

60歳以上の方

参加費用

1回 250円（市内在住の方）または 500円（市外在住の方）

手 続 き

毎週月曜日及び火曜日午後2時～3時

開始時刻の30分前から受付け

※安全上の理由により、開始後15分を経過してからの途中入場はできません。
運動のできる服装、室内用運動靴、汗拭きタオルをご用意ください。

窓 口

狛江市民総合体育館（03-3430-1141）

後期高齢者医療制度

事業概要

東京都内すべての区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料額の決定、医療の給付などを行います。これにより、**75 歳以上**の方は、医療機関などで後期高齢者医療被保険者証を提示することにより、一部負担金（1 割または 3 割）の支払いのみで受診できます。

保険料の設定については、医療資源が乏しい離島などを除き、広域連合内で均一保険料とします。

区市町村は、住所変更や給付申請などの受付と、保険証の交付、保険料の徴収を行います。

なお **75 歳未満**の方でも **65 歳以上**の方で、身体障害者手帳 1 ～ 3 級と 4 級の一部、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級、愛の手帳 1 度・2 度、障害年金 1 級・2 級をお持ちの方は、下記の窓口で認定の申請ができます。（医師の診断書が必要な場合もあります。）

窓 口

保険年金課医療年金係 (03-3430-1111 内線 2286・2287・2288)

地域支援事業

身体機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防するために以下のとおり介護予防事業を実施します。

① どなたでもご利用いただける事業

事業名	事業内容	費用	実施時期・期間	実施場所	窓口
健康セミナー	生活習慣病の予防、健康の維持・増進を目的に、健康運動指導士が個人に合った運動メニューを作成し、トレーニング指導を実施。	週1回（水・金・土・日のいずれか） 5,000円 週2回（火・金） 10,000円	第1期（4月～6月） 第2期（7月～9月） 第3期（10月～12月） 第4期（1月～3月） 3か月間のセミナーを受講後、増進室の利用が可能です。	あいとびあセンター1階健康増進室	健康推進課 (03-3488-1181)
うんどう教室	体力維持を目的に、公園に設置してある運動遊具を使って無理のない運動を実施。指導員による月1～2回の指導日以外は自主活動。	無料	次ページ「平成27年度うんどう教室のご案内」を参照してください。		高齢障がい課 (03-3430-1111 内線 2222)
認知症予防講座	認知症予防を目的に教室を開催。詳細は広報「こまえ」をご確認ください。	無料	平成28年1月～2月 詳細は広報「こまえ」によりお知らせします。	狛江市防災センター	
口腔ケア講座	口腔機能の向上を目的に歯科医師による講座、歯科衛生士によるセルフケア指導（歯みがきなど）及びお口の体操を実施。	無料	平成27年10月8日（木）午前10時～正午	狛江市防災センター	
			平成27年11月12日（木）午前10時～正午	南部地域センター	
			平成28年2月4日（木）午前10時～正午	上和泉地域センター	
会食会	閉じこもりの予防、他者との交流機会の提供を目的として、ボランティアにより市内4か所で開催。	1回につき 500円	第1火曜日	あいとびあセンター	
			第2金曜日	南部地域センター	
			第4金曜日	野川地域センター	
			毎週水曜日	狛江共生の家	

このほか、各地域包括支援センター（1ページ）が実施する介護予防教室があります。詳細は広報「こまえ」でご確認ください。

② より介護予防の必要性が高い方に向けた事業

事業名	事業内容	費用	実施時期・期間	実施場所	お申込み
複合型介護予防教室 「はつらつ元気教室」	全 15 回 介護予防を目的に、理学療法士または健康運動指導士、管理栄養士、歯科衛生士などによる運動・栄養・口腔ケアについての総合的な学習と実践。	無料	平成 27 年 5 月～9 月・11 月～平成 28 年 2 月	こまえ正吉苑	高齢障がい課 (03-3430-1111 内線 2222)
			平成 27 年 6 月～9 月	岩戸地域センター会議室 AB	
			平成 27 年 11 月～平成 28 年 2 月	あいとぴあセンター講座室	
「健口（健康）講座」	全 6 回 口腔内の健康増進を目的に、歯科医師、歯科衛生士、健康運動指導士による口腔検査、講話、健口体操、口の手入れなどの学習と実践。	無料	平成 27 年 5 月～7 月	あいとぴあセンター	

平成 27 年度「うんどう教室」のご案内

高齢者が楽しみながら気軽に運動できる「うんどう教室」を開催しております。
公園に設置してある遊具を使って無理なく体を動かし、体力維持を目指します。

この「うんどう教室」では… **次の方大歓迎です**

- 高齢者のみなさん(65 歳以上年齢制限なし)
- 動くのが「ちょっとおっくうだ」と感じている方
- 体力に自信のない方
- うんどうが苦手な方
- 今までにうんどうが長続きしなかった方

**とっても
やさしい
うんどうです。**

*** ☆ は体力測定日です**

あいとぴあセンター前		狛江団地・ユニティの隣		こまえ苑から徒歩2分		ハイタウンから 野川沿い徒歩2分
西河原公園 第1・第3金曜日 10:30～正午 雨天:あいとぴあセンター ※1月のみ 第2・第4金曜日		藤塚第四児童公園 第1・第3金曜日 午後 2:00～3:30 雨天:上和泉地域センター ※1月のみ 第2・第4金曜日		岩戸川南公園 第2・第4木曜日 午後 2:00～3:30 雨天:岩戸地域センター ※2月のみ 第1・第4木曜日		谷戸橋南広場 第4木曜日 10:30～正午 雨天:谷戸橋 地区センター
開催日		開催日		開催日		開催日
4月3日	17日	4月3日	17日	4月9日	23日	4月23日
5月1日	15日	5月1日	15日	5月14日	28日	5月28日
6月5日	19日	6月5日☆	19日	6月11日	25日	6月25日☆
7月3日	17日	7月3日	17日	7月9日	23日	7月23日
8月7日☆	21日	8月7日	21日	8月13日	27日☆	8月27日
9月4日	18日	9月4日	18日	9月10日	24日	9月24日
10月2日	16日	10月2日	16日	10月8日	22日	10月22日
11月6日	20日	11月6日	20日	11月12日	26日	11月26日
12月4日	18日	12月4日	18日	12月10日	24日	12月24日
1月8日	22日	1月8日	22日	1月14日	28日	1月28日
2月5日	19日	2月5日	19日	2月4日	25日	2月25日
3月4日	18日	3月4日	18日	3月10日	24日	3月24日

<持ち物> 飲み物・汗ふきタオル

<服装> 動きやすい服装で(運動くつを着用してください)

※雨天の場合は室内で実施します。

<問合わせ先> 狛江市福祉保健部高齢障がい課(電話 3430-1111・内線 2222)

**申込み不要
無料**

社会活動といきがい

シルバー人材センター

事業概要

高齢者の生きがいづくり及び活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としており、企業や家庭、公共団体などから、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事を有償で引き受け、これを希望する会員に提供します。

提供を受けた会員は、就業の実績に応じて一定の報酬（配分金）を受け取ります。

対象者

市内在住の 60 歳以上の方
健康で就業意欲のある方

入会説明・相談会

原則として、毎月 1 回第 2 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日火曜日）
午前 9 時から約 2 時間、下記シルバー人材センターで行っています。

※ご出席には事前に予約申込みが必要です。お電話にてお申込みください。

窓口

狛江市シルバー人材センター（住所：猪方 4-13-1 電話：03-3488-6735）



シルバーパス

事業概要

東京バス協会では 70 歳以上の高齢者の社会参加を助長し、高齢者の福祉の向上を図るため、都内の都営地下鉄、都電、都バス、小田急バス、京王バスなど民営バスに無料で乗れるシルバーパスを発行しています。

対 象 者

70 歳以上の都民（ただし、寝たきりの方は除きます。）

※70 歳になる誕生月の初日（1 日が誕生日の方は前月の初日）からお申込みいただけます。

有効期間

発効日から 9 月 30 日まで

購入費用

▽市民税が非課税の方または前年の合計所得金額が 125 万円以下の方 1,000 円

▽その他の方 20,510 円（4 月から 9 月分までは 10,255 円）

手 続 き

▽既にパスをお持ちで、有効期限後に継続利用を希望する方

9 月の一斉更新時に市役所 2 階ロビーなどで申請手続きをしてください。（更新のお知らせは東京バス協会より発送します。）

▽新規に申請される方

小田急バス狛江営業所、他都内のバス営業所などへ住所、氏名、生年月日が確認できる書類（健康保険証、運転免許証など）を持って申請手続きをしてください。

※ 市民税非課税者または合計所得金額が 125 万円以下の方は、証明書（介護保険料納入決定通知書または住民税非課税証明書など）が必要となります。なお、住民税非課税証明書は、市役所 2 階市民課で発行しています。

窓 口

小田急バス狛江営業所（03-3480-1311）

社団法人 東京バス協会（シルバーパス案内専用電話 03-5308-6950）

歩いてみませんか！

お天氣の良い日に、市内の史跡散歩に出かけてみませんか？

モデルコースの紹介

狛江駅 ⇒ 泉龍寺 ⇒ 田中橋 ⇒ むいから民家園(トイレあり)
 ⇒ 西河原自然公園 (トイレあり) ⇒ 兜塚古墳 ⇒ 伊豆美神社
 ⇒ 万葉歌碑 ⇒ 水神社 ⇒ 多摩川五本松 ⇒ 西河原公園 (トイレあり)
 ⇒ 多摩川沿いを下って和泉多摩川駅へ、六郷さくら通りに戻り福祉会館前からバスで狛江駅へ

史跡などの紹介

場所	史跡など
狛江駅	万葉乙女像「たまがわ」
泉龍寺	子育て地蔵の寺として知られています。境内には市重宝の本堂、開山堂、鐘楼門、山門の建造物、墓地には和泉村の領主であった旗本石谷氏の墓などがあります。桜や紅葉など四季おりおりに楽しめます。
弁財天池	市史跡です。湧水が湧き出て池となり、枯れることはなかったといわれます。よって、かつてこの池は「出水」と呼ばれ、「和泉」という地名の由来とされます。霊泉として知られ、池の中島に弁財天が祀られていました。
むいから民家園	市重宝旧荒井家住宅主屋及び旧高木家長屋門を移築復元し、昔の遊びや生活体験、地域の伝統文化を学ぶ講座などを行っています。座敷にも自由に上がれます。 (月曜日は休園。ただし、祝日にあたる場合はその翌開園日、連休に月曜日が含まれる場合は連休明けの開園日が休園)
兜塚古墳	都指定史跡。6世紀前半に造られたと考えられます。狛江古墳群は70から80基ほどあったと考えられますが、現時点で確認できるものは兜塚古墳を含め13基ほどとなっています。
伊豆美神社	参道の鳥居(市重宝)は慶安4年、石谷氏によって建立された市内に残る最古の石造鳥居です。また、神楽殿の脇には井伊直弼公敬慕碑(市重宝)があります。
万葉歌碑	松平定信が書いた万葉集東歌を刻んだ石碑です。かつての石碑は洪水で流失し、大正時代に渋沢栄一氏らによって再建されました。石碑には「多摩川にさらす手作りさらさらに何ぞこの児のここだ愛しき」という歌が刻まれています。
多摩川五本松	「新東京百景」・「多摩川50景」にも選ばれている市民の憩いの場です。

注意：文化財には、非公開のものもあります。詳細は、社会教育課文化財担当までお問い合わせください。

窓 口

社会教育課文化財担当 (03-3430-1111 内線 2371)

老人福祉センター

事業概要

高齢者に健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどの場を提供します。

【場所】 あいとぴあセンター地下1階

【種類】 ①浴室 ②和室 ③休憩コーナー ④ボランティア室

※ ボランティア室は、地域の老人に対するボランティア団体などが使用できます。

【利用可能日時】

午前9時～午後5時(第3土曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)

浴室の利用は、月・水・金曜日の午前11時30分～午後4時

対象者

市内在住の60歳以上の方。利用するには、市で発行する使用承認証の提示が必要です。

手続き

利用申請書により窓口で申請してください。

窓口

高齢障がい課高齢者支援係 (03-3430-1111 内線 2222)

あいとぴあセンタープール

事業概要

高齢者や障がい者の方が健康的な生活を営めるように、あいとぴあセンターのプールを開放します。

半年ごとに（日曜日は通年）募集を行い、申込者多数の場合は抽選により利用者を決定します

対象者・利用可能日時など

対象者	利用可能日時	費用
65歳以上の方	毎週月曜日 午前9時～正午	6か月で1,000円（前期4月～9月・後期10月～3月）
	毎週火曜日 午前9時～正午	
①障がい者（身体・知的・精神の手帳等所持者、難病）の方または、 ②医師に機能訓練が必要と診断された方	毎週木曜日 午前9時～正午	
障がい者（身体・知的・精神の手帳等所持者、難病）の方	第1・第3日曜日 午前9時～正午または午後1時～4時	1年で（4月～3月）で1,000円

※いずれも市内在住の方に限ります。また、利用可能日時は上表に掲げるもののうち、いずれかひとつとなります。

手続き

9月・3月の広報「こまえ」に詳細を掲載します。募集期間中に、福祉総合相談の窓口にて申請できます。

窓 口

65歳以上（月曜日・火曜日）の方

⇒高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2222）

障がい者・機能訓練者（木曜日/第1・第3日曜日）の方

⇒高齢障がい課障がい者支援係（03-3430-1111 内線 2209）

小地域福祉活動

事業概要

住民同士のであい(交流活動)、ふれあい(見守り活動)、ささえあい(ニーズ対応)を築き、日常生活でのちょっとしたことやささいなことを住民同士のささえあいにより解決するため、各地域の有志による活動推進団体を中心として、お茶のみ会やおしゃべりサロンなどの地域の特色に合わせた福祉活動を展開しています。

地域	名称	地域	場所
岩戸地域	お茶のみ会	毎月第2水曜日※	岩戸地域センター
	ふれあい会食会	毎年3月・10月ごろ	
猪方・駒井地域	おしゃべりサロン	毎月第4木曜日	南部地域センター
	おたのしみ会	毎年9月ごろ	
	もちつき大会	毎年11月ごろ	
野川地域	サロン野川	毎月第4木曜日	野川地域センター
中和泉5丁目	サロンいずみ	毎月第3木曜日	地域内個人宅
西和泉2丁目	いずみサロン	毎月第3水曜日	地域内管理組合法人集会室

※ふれあい会食会のある3月と10月を除く。

対象者

各地域にお住まいの方（主に65歳以上の方）

窓口

狛江市社会福祉協議会（03-3488-0294）

高齢者会食会

事業概要

高齢者に外出の機会と人との出会いの機会を提供するために、ボランティアによる運営のもとで、市内4か所で会食会を実施しています。

名称	実施日	場所
ときの会	第1火曜日	あいとぴあセンター
グループ・アイ	第2金曜日	南部地域センター
グループ・のがわ	第4金曜日	野川地域センター
狛江共生の家	毎週水曜日（月4回）	共生の家「多麻」（駒井町1-1-2）

※各会場 50 名まで(グループ・のがわは 40 名まで)

対 象 者

市内在住のおおむね 65 歳以上で自力またはボランティアの協力を得て参加できる方

参加費用

1回につき 500 円

手 続 き

毎年利用者登録の更新を行い、定員に余裕があれば新規利用者を受け付けます。入会ご希望の方は窓口にご相談ください。

窓 口

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1111 内線 2223）

※共生の家の会食会申込みは、直接、狛江共生の家「多麻」（電話 03-3430-5020）で受け付けています。

老人クラブ（長寿会など）

事業概要

会員の教養の向上、健康の増進、生きがいつくり、地域社会との交流を目的として、自主的に組織された団体で、健康に関する講演会や、歌謡交流会などを開催しています。各老人クラブにより内容が異なりますので詳細については直接お問い合わせください。一緒に活動する仲間を募集しています。

対 象 者

市内在住の 60 歳以上の方

手 続 き

該当する区域の老人クラブ（71 ページ参照）へお問い合わせください。

ボランティア・市民活動の相談

事業概要

ボランティア・市民活動に興味がある方へ活動の紹介と参加のための相談に応じます。また、ボランティア・市民活動を行う団体などへ活動の支援についても相談に応じます。

対 象 者

市内在住の方

窓 口

狛江市社会福祉協議会こまえボランティア・センター（03- 3480- 3615）

生涯学習活動への参加

事業概要

狛江市民活動・生活情報誌「わっこ」におけるサークルなどの仲間の募集や生涯学習サイト「こまなび電子版」による団体紹介を通じて、生涯学習活動への参加を支援しています。

対 象 者

市内で生涯学習活動に参加したい方

窓 口

地域活性課コミュニティ文化係（03- 3430- 1111 内線 2278）

市民農園（シルバー世帯区画）

事業概要

15m²程度の区画の中で、自ら野菜・草花の栽培・収穫を行うことで土に親しみ、健康増進と豊かな情操を培います。

対象者

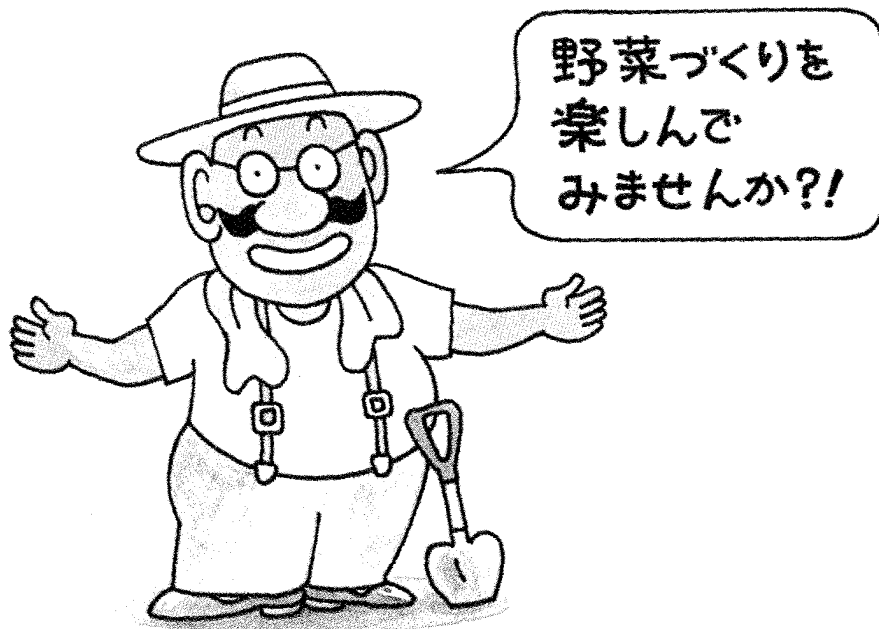
年齢が基準日現在で世帯全員が満 65 歳以上の世帯の方

手続き

2 月上旬に往復ハガキにて申し込み後、抽選にて決定します。
キャンセル待ちについては、随時受付けとなります。

窓口

地域活性課地域振興係（03-3430-1111 内線 2225）



市 民 農 園 一 覧

平成 27 年 8 月 1 日現在

農 園 名	場 所	シルバー 世 帯 区画数	1 区画の 大きさ
いずみほんちょう農園	和泉本町 4 丁目 1 番先 マインズ農協上和泉支店隣	11	15 m ²
いわどきた農園	岩戸北 2 丁目 13 番先 電力中央研究所・北	6	13 m ²
いわどみなみ農園	岩戸南 2 丁目 14 番先 岩戸地域センター先・東	26	13 m ²
いわどみなみ第 2 農園	岩戸南 4 丁目 27 番先 みずほ幼稚園・南	17	13 m ²
しらはた農園	猪方 2 丁目 9 番先 狛江第二中学校・西	10	15 m ²
なかいずみ農園	中和泉 5 丁目 29 番先 小田急バス狛江営業所そば	9	13 m ²
なかいずみ第 2 農園	中和泉 3 丁目 19 番先 和泉小学校・西	12	13 m ²
にしのがわ第 1 農園	西野川 1 丁目 1 番先 御台橋バス停先	9	15 m ²

※にしのがわ第 2 農園は平成 27 年 7 月で閉園しました。
詳細は、地域活性課地域振興係までお問い合わせください。

高齢者福祉大会

事業概要

毎年 9 月に式典、歌謡ショーなど演芸公演を内容とした高齢者福祉大会を実施します。

対 象 者

市内在住の 75 歳以上の方

手 続 き

75 歳以上の方に 8 月下旬頃招待状を送付します。

窓 口

高齢障がい課高齢者支援係 (03-3430-1111 内線 2222)

敬老金・敬老祝品

事業概要

市内在住の 77 歳、88 歳の方に敬老金を、99 歳の方に敬老祝品を以下のとおり支給します。

▽77 歳・・・5,000 円

▽88 歳・・・8,000 円

▽99 歳・・・祝 品

9 月末日までに地区担当の民生委員などが、自宅へ直接お届けします。

※祝品については、配送となる場合があります。

対 象 者

9 月 1 日現在、狛江市に住民登録がある対象年齢の方（市外施設入所者も含む。）

窓 口

高齢障がい課高齢者支援係 (03-3430-1111 内線 2222)

介護保険制度について

介護保険対象者とサービス

介護保険は介護が必要になったときでも、介護サービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援する制度です。この制度は、公費とみなさまに納めていただく介護保険料を財源として市が運営しており、介護保険サービスを利用した際に費用の8割または9割分が給付される仕組みとなっています。

介護保険は **40歳以上のすべての方が加入します。**

1) 要介護・要支援認定

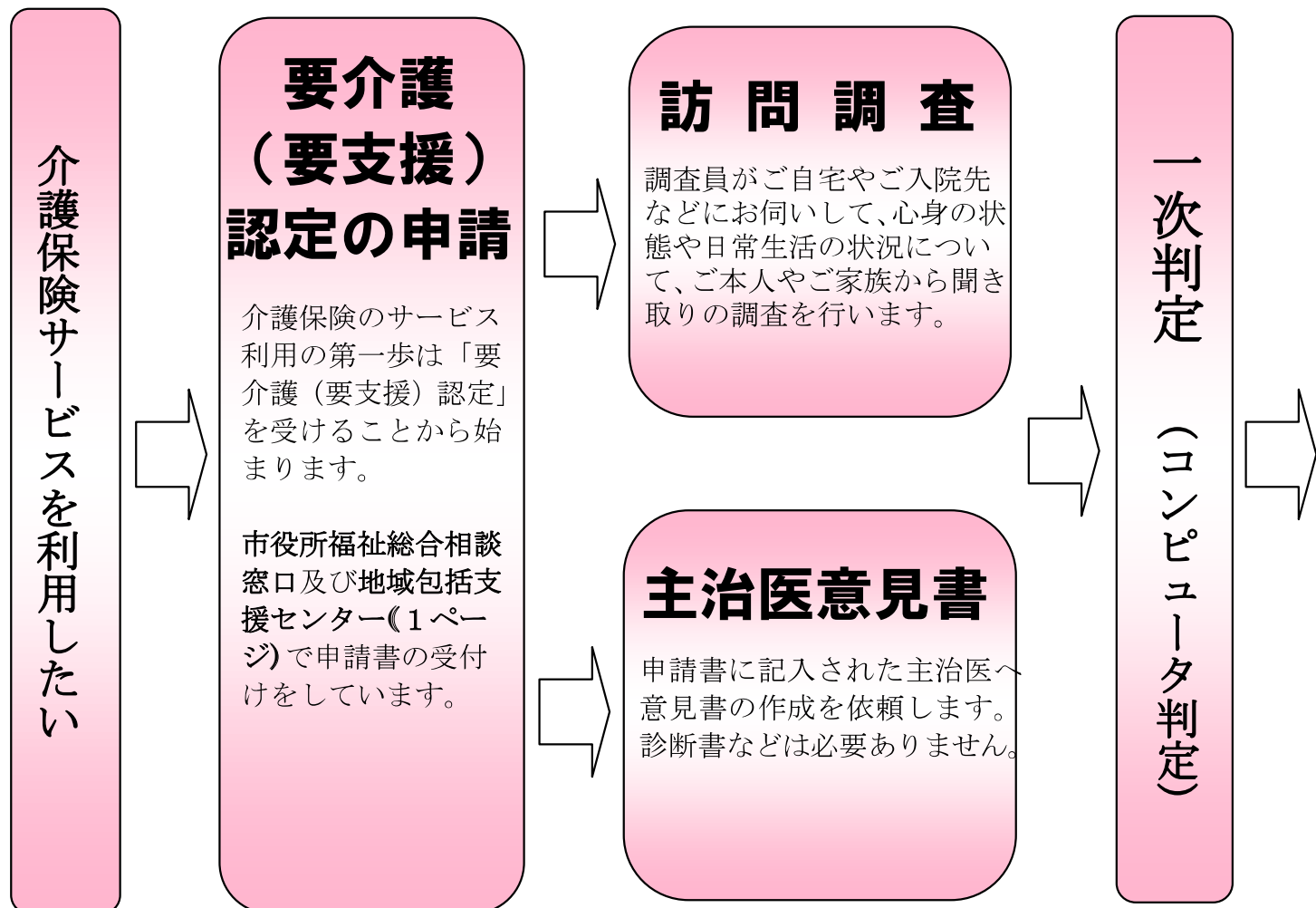
介護サービスを利用するためには、**要介護・要支援認定の申請**が必要になります。申請条件は、次のとおり年齢によって異なります。

- ① **65歳以上の方（第1号被保険者）**は、介護サービスが必要になったとき
- ② **40歳から64歳の方（第2号被保険者）**は、下記の加齢に伴う**特定疾病**により、介護サービスが必要になったとき

- | | |
|----|-----------------------------|
| 1 | 筋萎縮性側索硬化症 |
| 2 | 後縦靱帯骨化症 |
| 3 | 骨折を伴う骨粗しょう症 |
| 4 | 多系統萎縮症 |
| 5 | 初老期の認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等） |
| 6 | 脊髄小脳変性症 |
| 7 | 脊柱管狭窄症 |
| 8 | 早老症（ウエルナー症候群等） |
| 9 | 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害 |
| 10 | 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等） |
| 11 | パーキンソン病関連疾患 |
| 12 | 閉塞性動脈硬化症 |
| 13 | 関節リウマチ |
| 14 | 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等） |
| 15 | 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| 16 | がん末期 |

2) 要介護（要支援）認定の申請

介護保険サービスを利用するには、介護が必要な程度（要介護度）を判定するため、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。申請から認定までには、30日程度かかります。



二次判定 (介護認定審査会)

保健・医療・福祉の専門家が審査を行います。審査は、認定調査票と主治医意見書をもとに、特記事項を確認をしながら、一人ひとりの状態から要介護度を判定します。

結果通知

要支援 1

要支援 2

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護予防サービスの利用

担当地域の地域包括支援センター(1ページ)へご相談ください。

介護サービスの利用

居宅介護支援事業所のケアマネジャーへご相談ください。
ご自身でケアマネジャーを探すことが困難な場合は、担当地域の地域包括支援センター(1ページ)へご相談ください。

(介護保険施設入所希望の場合)

要介護 1～要介護 5 の方のみ

※ただし、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は原則として要介護度 3 以上の方になります。

3) 介護サービスの種類

① 在宅サービス（要支援・要介護の方）

ケアマネジャーの作成するケアプランに基づき、サービスを開始します。

	サービスの種類	サービスの内容
訪問を受ける	(介護予防) 訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活援助・身体介護・自立支援をするサービス
	(介護予防) 訪問入浴	居宅で入浴が困難な方に対し、浴槽を居宅に持ち込んで、入浴の介助をするサービス
	(介護予防) 訪問リハビリ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問して、リハビリをするサービス
	(介護予防) 訪問看護	疾患を抱えている方に看護師が居宅を訪問して、療養上のお世話・診療の補助をするサービス
	(介護予防) 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をするサービス
通所をする	(介護予防) 通所介護	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援やリハビリなどを日帰りで行うサービス（デイサービスともいいます。）
	(介護予防) 通所リハビリ	介護老人保健施設や医療機関などでリハビリを中心とした日帰りで行うサービス（デイケアともいいます。）
環境を作る	(介護予防) 福祉用具貸与	居宅での日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービス
	(介護予防) 福祉用具購入	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費の8割または9割を助成します。年度ごとに10万円までの購入費が対象です。
	(介護予防) 住宅改修	生活しやすい環境を作るための住宅の改修費の8割または9割を助成します。一人20万円までの改修費が対象です。
施設を利用	(介護予防) 短期入所	介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の支援や、機能訓練などを行うサービス。（ショートステイともいいます。）
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所し、日常生活の支援を受けるサービス

② 施設サービス（要介護の方のみ）

施設に入所する	サービスの種類	サービスの内容
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が終身入所を基本として入所し、生活全般において支援するサービス
	介護老人保健施設（老人保健施設）	病院退院後などに病状が安定している方に、在宅復帰ができるようリハビリを中心としたケアを行うサービス
	介護療養型医療施設（療養病床など）	治療を終えた後、長期間にわたって療養を必要とする方のための医療施設

③ 地域密着型サービス（要支援・要介護の方）

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、地域の事情を考慮し、市の裁量で整備する新しいサービスです。

施設を利用する	サービスの種類	サービスの内容
	（介護予防） 認知症対応型通所介護	通所で認知症の方を対象に専門的なケアを提供するサービス
	（介護予防） 認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が共同生活を送りながら、スタッフによる支援を受けるサービス
	（介護予防） 小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅への「訪問」、施設に「泊まる」など柔軟に受けられるサービス

④ 地域支援事業（自立と判定された方など）

介護サービスとは異なりますが、身体機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防するために介護予防教室などを実施しています。

詳細は、地域支援事業（36ページ）をご覧ください。

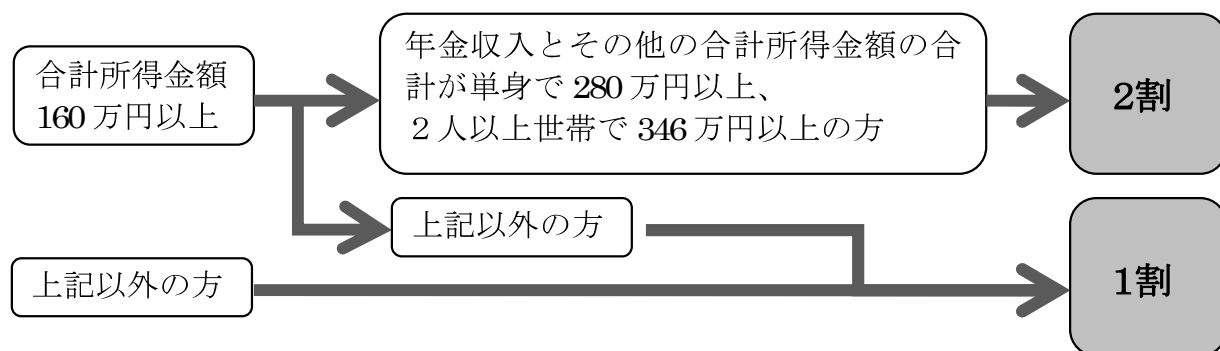
4) 介護サービスの利用料

介護（予防）サービスを利用したときには、利用料を負担していただきます。自己負担額は、総費用の**1割または2割**です。（ただし、介護保険外のサービスや食費、諸費用などは全額自己負担です。）

■自己負担割合の区分について

平成 27 年 8 月から 65 歳以上（第 1 号被保険者）で一定所得以上の方の介護サービスを利用する時の自己負担が 2 割になりました。

自己負担割合の区分については以下のとおりです。



■負担割合証について

要介護認定を受けた方に利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。介護保険証とともに介護保険のサービスを利用する時に必要になります。

【有効期限】 1 年間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）

※新たに要介護認定を受けた方の適用期間開始日は要介護認定の申請日からとなります。

■在宅サービスの費用について（支給限度額）

在宅サービスは、要介護度区分に応じて 1 か月に利用できる支給限度額が定められています。なお、支給限度額の範囲を超えて利用した分については全額自己負担になります。

介護度	1 か月の支給限度額（めやす）	
要支援 1	50,030 円	介護予防給付
要支援 2	104,730 円	
要介護 1	166,920 円	介護給付
要介護 2	196,160 円	
要介護 3	269,310 円	
要介護 4	308,060 円	
要介護 5	360,650 円	

この支給限度額は目安であり、実際の限度額とは異なる場合があります。福祉用具購入費・住宅改修費の助成費用は、この支給限度額には入りません。

■施設サービスの費用について

介護保険施設に入所した場合は、要介護度別に定められたサービス費用の自己負担額のほか、食費・居住費（光熱水費など）・部屋代・日常生活雑費がかかります。

・特定入所者介護（予防）サービス費

低所得（世帯全員が市民税非課税）の方の施設利用などが困難にならないように食費と居住費に負担限度額を設け、限度額以上の負担が無いよう補助します。補助を受けるには申請が必要となりますので、介護保険施設に入所または短期入所される際に高齢障がい課窓口に申請してください。

（一日あたり）

利用者負担段階	食費の負担限度額	居住費の負担限度額	
第1段階 生活保護の受給者及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	300 円	ユニット型個室	820 円
		ユニット型準個室	490 円
		従来型個室	490 円 (320 円)
		多床室	0 円
第2段階 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	390 円	ユニット型個室	820 円
		ユニット型準個室	490 円
		従来型個室	490 円 (420 円)
		多床室	370 円
第3段階 世帯全員が市民税非課税であって、利用者負担段階が第2段階以外の方	650 円	ユニット型個室	1310 円
		ユニット型準個室	1310 円
		従来型個室	1310 円 (820 円)
		多床室	370 円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護の従来型個室の負担限度額はカッコ内の金額

※平成 27 年 8 月から預貯金などの資産が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下であることが要件に加われました。

■通所サービスの費用について

・特別給付（通所介護（デイサービス）などの利用にかかる食費の助成）

（介護予防）通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護・（介護予防）通所リハビリテーションを利用し、食事の提供を受けた方（他制度で食費にかかる助成を受けている場合を除く。）は、1食につき 200 円の助成が受けられます。助成を受けるためには申請が必要で、申請書は、市役所福祉総合相談窓口にありますので、事業所発行の領収書を添えて市役所福祉総合相談窓口に申請してください。

【平成 27 年度 申請受付期間】

	申請書受付期間	支給予定日
第 1 期	平成 27 年 7 月 15 日～8 月 14 日	9 月中旬
第 2 期	平成 28 年 1 月 13 日～2 月 15 日	3 月中旬

※サービス利用月から 2 年経過すると、時効により申請をすることができなくなります。次回の申請期間を待っていると時効により申請ができなくなる月の分がある場合は個別に対応いたしますので、ご相談ください。

※平成 27 年 10 月サービス利用分から所得要件を設け、市区町村民税が世帯非課税者であることが対象者の条件に加わります。

※平成 29 年 3 月サービス利用分をもって本制度は終了します。

■高額介護（介護予防）サービス費

1割または2割の自己負担額が上限額を超えた場合は、超えた額を高額介護（介護予防）サービス費として支給します。なお対象者の方には、市から申請のご案内をお送りします。

所得状況ごとに自己負担の上限額が設定されています。

自己負担の上限額（月額）平成27年8月から	
生活保護の受給者の方など	15,000円
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方	
世帯全員が市区町村民税非課税	24,600円
市区町村民税課税世帯の方	37,200円
医療保険制度における現役並み所得者相当の方※	44,400円

※ 同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上の方がいる方。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「市区町村民税課税世帯の方」と同様の限度額になります。

■高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の1年間の自己負担の合計が一定の額を超えた方への助成です。対象となる方には、加入している医療保険者からお知らせが送付されます。

5) 介護保険料

介護保険制度は、公費とみなさまに納めていただく介護保険料を財源に運営しています。安定した介護保険制度の運営のため、介護保険料の納付をお願いいたします。介護保険制度はみなさまの介護保険料で支えられています。

■40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

加入している医療保険ごとの算定方法により介護保険料が決められ、医療保険料とあわせて納めていただきます。

※65歳に達した月の分からは、市へ直接納める方法に切り替わります。（65歳に達した日とは65歳の誕生日の前日であるため、1日生まれの方は、前月分からの計算となります。）

■65歳以上の方（第1号被保険者）

市内にお住まいの方が65歳に到達した場合、または65歳以上の方が転入した場合、第1号被保険者の資格を取得します。資格を取得した月の分から計算した介護保険料を納付書で納めていただきます。

その後、年金の受給状況により、以下の納付方法に区分します。

- ・年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金から天引きされます（特別徴収）。
- ・特別徴収できない方は、納付書または口座振替で納めていただきます（普通徴収）。

※特別徴収の切替えは、資格取得の6か月～1年後です。

特別徴収開始前にお知らせいたします。

※特別徴収か普通徴収かを選択することはできませんのでご了承ください。

※普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

（納期日が土・日・祝日にあたるときは翌開庁日）

■普通徴収の納付方法

普通徴収の方は口座振替が便利です。

口座振替にさせていただくと、納期ごとに金融機関などに納めに行く手間が省け、納め忘れがありません。

・依頼書による申込み

専用の口座振替依頼書に必要事項をご記入・押印のうえ、郵送または高齢障がい課へ持参してください。依頼書の郵送を希望する方はご連絡ください。

※振替口座は納入通知書裏面に記載の取扱金融機関を指定してください。

・キャッシュカードによる申込み「ペイジー口座振替受付サービス」

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、東京都民銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）のキャッシュカード（本人名義に限る）・本人を確認できるもの（健康保険証・運転免許証など）を高齢障がい課へ持参のうえ、窓口で依頼書に必要事項をご記入ください。

○所得段階別の介護保険料は以下のとおりです。（平成 27～29 年度）

所得段階	所得段階の内容		基準額に対する割合	年額
第 1 段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合		0.45	28,400 円
	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の場合			
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税の場合	本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が 120 万円以下の場合	0.6	37,800 円
第 3 段階		上記以外の場合	0.75	47,200 円
第 4 段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる場合	本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の場合	0.75	47,200 円
第 5 段階		上記以外の場合	基準額	63,000 円
第 6 段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 125 万円未満の場合		1.1	69,300 円
第 7 段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の場合		1.25	78,800 円
第 8 段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の場合		1.5	94,500 円
第 9 段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の場合		1.6	100,800 円
第 10 段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の場合		1.85	116,600 円
第 11 段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の場合		2	126,000 円
第 12 段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の場合		2.2	138,600 円
第 13 段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 1,000 万円以上の場合		2.4	151,200 円

■介護保険料の納付は納期限内に

ご納付の計画についての相談もなく介護保険料を滞納していると、滞納している期間に応じた以下のような給付の制限の措置がとられることになります。

また、滞納が2年間経過すると納付することができなくなりますのでご注意ください。

2年以上滞納すると
保険給付を9割または8割から7割に減額し、自己負担を3割とします。滞納期間に応じた、減額期間を決定します。

■介護保険料の減免

火事、地震などの災害により著しく財産に損害を受けたとき、または休業などにより著しく収入が減少したときなどに、介護保険料が減免になる場合があります。

なお、減免を受けるには、申請書及び添付書類（り災証明書または収入を証明する書類など）の提出が必要です。

■介護保険を上手に使うためのアドバイス

要介護認定・要支援認定の申請は、介護が必要となった方が介護サービスを受けるために行うものです。

「まだ必要ではないけど、念のため」という理由での認定は実効性がありません。いざ使うときには介護度があがっている可能性が高く、また、認定には有効期間があるため、短くて半年に1回の更新の申請が必要です。そのため、介護保険を利用するときの申請をお勧めします。また、介護認定を受けている方で、介護保険サービスをしばらく使わない場合は、更新申請はしていただくなくても問題はありません。介護保険サービスの利用が必要になった時に、再度申請をお願いします。

窓 口

介護給付・予防給付・地域密着型サービス

介護保険料の納付・保険証の交付について

高齢障がい課介護保険係（03-3430-1111 内線 2234・2235・2237）

要介護認定について

福祉相談課相談支援係（03-3430-1111 内線 2219・2273）

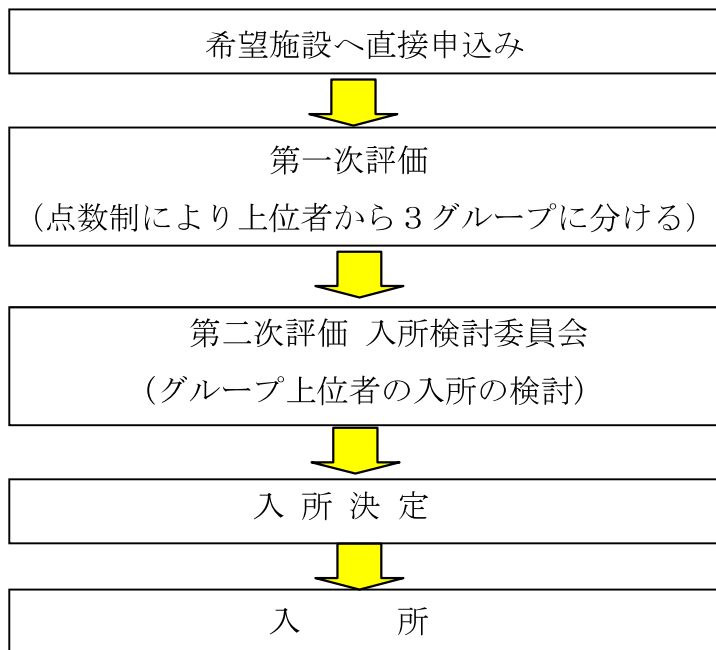
資料

特別養護老人ホームの申込み方法

■入所対象となる方

介護保険法に定める要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている方（要介護1・2の方も対象となる場合があります。）

■申込みから入所までのながれ



■特別養護老人ホームの入所の決定方法

常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方が優先的に入所できるよう優先性を明確にし、公平性を確保するために点数制となっています。

評価項目

- ①本人の身体状況（要介護度・認知症の度合いなど）
- ②介護者の状況（介護者の有無、健康状態など）
- ③住宅の状況（介護上の問題など）
- ④サービス利用状況

■狛江市民用のベッドがある特別養護老人ホーム

狛江市民用のベッドがある特別養護老人ホームは、狛江市内に2施設・市外に5施設あります。特別養護老人ホーム一覧表（64ページ）を参考にしてください。各施設で特色があります。入所を希望される前にぜひ見学をしてください。

■申込み方法

各施設へ直接申込みとなります。希望施設へ持参するか、郵送またはFAXでも申込みできます。申込みは本人、家族が原則ですが、介護支援専門員（ケアマネジャー）または地域包括支援センター職員も委任を受けて申込みの代行ができます。

必要書類

- ・指定介護老人福祉施設入所申込書
- ・直近のサービス利用票（在宅で介護保険サービスを利用されている方のみ必要）
- ・印鑑（本人のもの） ＊ただし代行者（家族含む。）による申込みの場合は代行者の印鑑も必要です。

■当初申し込んだ時と状況が変わった際の手続き

各希望施設へ連絡し、下記の書類を提出してください。

変更が生じた事由	提出書類
本人の状態（介護度変更など）	「申込書」（変更後の状態で記入）再提出
介護者の状態	「申込書」（変更後の状態で記入）再提出
老人ホームへの入所	希望されていた他の施設へ「辞退届」提出
入所希望者の死亡	希望されていた施設へ「辞退届」提出
入所希望者の市外転出	希望されていた施設へ「辞退届」提出 ＊ 入所希望継続の場合は各施設で再手続き

■入所決定後の辞退

施設から連絡が入ったにもかかわらず、「まだ入所したくない。」「その施設は希望しないなどで入所を断った場合は、入所の意志がないものとして入所希望者の名簿から削除され、「辞退届」を提出していただきます。

＊入院加療中や医療行為があるなど、やむを得ない理由の場合は除きます。

■注意事項

- ＊正当な理由なく入所を断った場合は、入所の意志がないものとして名簿から削除されますので、希望先は充分ご検討のうえ、ご記入ください。
- ＊希望されている施設のいずれかに入所された時は、他の希望されていた施設の申込みは辞退となります。入所後の他施設への移動はできません。
- ＊入所中の方が他施設への入所を希望される場合は、現施設での退所手続きをされてから、希望施設へ申込みをしてください。
- ＊申込み状況に変更が生じた場合は点数の見直しが必要となります。速やかに希望施設へ届出をしてください。

特別養護老人ホーム一覧表

施 設 名	所 在 地	交 通 案 内
こまえ苑	〒201-0005 狛江市岩戸南4-17-17 電話 03-3489-2404 FAX03-3489-2587	・小田急線狛江駅南口よりバス「宇奈根行」こまえ苑下車 ・小田急線狛江駅、和泉多摩川駅より小田急バス「喜多見住宅行」終点下車「喜多見住宅」より徒歩3分
こまえ正吉苑	〒201-0001 狛江市西野川2-27-23 電話 03-5438-0555 FAX03-3488-0056	・小田急線狛江駅よりバス「成城学園前駅行」御台橋下車徒歩8分 ・京王線調布駅よりバス「成城学園駅前行」「つつじヶ丘駅行」御台橋下車徒歩8分
桜ヶ丘延寿ホーム	〒206-0021 多摩市連光寺1-1-1 電話 042-373-4768 FAX042-373-2200	・京王線聖蹟桜ヶ丘駅下車徒歩 20 分 ・京王線、小田急線永山駅よりバス「聖蹟桜ヶ丘駅行」新大栗橋下車徒歩5分
いなぎ正吉苑	〒206-0823 稲城市平尾 1127-1 電話 042-331-2001 FAX042-331-2004	・京王相模原線若葉台駅より徒歩 15 分 ・小田急線新百合ヶ丘駅より小田急バス「駒沢大学行」浄水場前下車徒歩5分
○いなぎ苑	〒206-0804 稲城市百村 255 電話 042-379-5500 FAX042-379-5131	・京王線稲城駅より徒歩 15 分 ・南武線南多摩駅より徒歩 20 分
◎みやま大樹の苑	〒192-0152 八王子市美山町 1463 電話 042-651-0161 FAX042-651-0136	・京王八王子駅、JR八王子駅よりバス「美山町行」萩園下車徒歩4分、「小津行」上野原下車徒歩 10 分 ・京王線、JR高尾駅北口よりタクシー15 分
◎第二万寿園	〒189-0024 東村山市富士見町2-1-2 電話 042-394-4855 FAX042-397-3594	・西武新宿線久米川駅南口より西武バス「第3小学校まわり」万寿園前下車 ・JR立川駅北口より西武バス「第3小学校経由久米川駅行」万寿園前下車

◎ 印のついた施設は、経管栄養、胃ろうの方も対応可能な施設です。

○ 印のついた施設は、胃ろうの方の対応可能な施設です。

※ 経管栄養、胃ろうの方の受付けについては随時状況が変わりますので、直接施設へお問い合わせください。

認知症について

■ 認知症とは？

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が壊れてしまったり、はたらきが悪くなったために、日常生活を送ることが困難になる病気です。誰でもなる可能性があり、加齢に伴う「もの忘れ」とは異なります。

▽加齢に伴うもの忘れ（日常生活に支障はない。）

体験の一部を忘れるため、他の記憶から忘れた部分を思い出すことができる。
忘れたことを自覚している。

▽認知症（日常生活に支障をきたす。）

体験全体を忘れているため、思い出すことが困難である。
自分が忘れていることを自覚できない。

■ 早期発見・早期治療が大切

認知症はどうせ治らない病気だから、医療機関に行っても仕方ないという人がいますが、これは誤った考えです。認知症の中でも、脳腫瘍や甲状腺ホルモンの異常など、治る病気や一時的な症状の場合があります。

また、薬で進行を遅らせることができる場合もあります。病気が理解できる時点で受診し少しずつ理解を深めていけば、生活上の支障を軽くでき、その後のトラブルを減らすことも可能です。認知症についても早期発見・早期治療は非常に重要ですので、ためらわずに相談しましょう。

■ 認知症初期のサイン

- ・身なりを気にしなくなった
- ・ものの名前が出てこなくなった
- ・好きだったことへの関心がなくなった
- ・怒りっぽくなった
- ・外出や人に会うことが億劫になった
- ・料理や車の運転ができなくなった

■ 認知症の予防

生活習慣病対策

運動や食生活に気を配ることで、発症のリスクを減らすことができます。

脳の活性化を図る

手や頭を使って脳を刺激し鍛えることや、人との交流を楽しむことで、認知症になりにくくなります。

■ 認知症家族への支援

市内3か所の地域包括支援センター（1ページ）と市役所において、介護されているご家族の集まり（家族介護者の会）を実施しています。お気軽にご相談ください。

認知症簡易チェックサイト

家族・介護者向け、本人向けの2つのサイトがあります。

パソコンの方

HP <http://fishbowlindex.net/konae/>

QRコード



高齢者虐待について

平成 18 年 4 月 1 日から、高齢者の尊厳と権利利益を守り、養護者に対する支援を行うことを目的に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる「高齢者虐待防止法」）が施行されました。

法律では、虐待を受けた（受けている）と思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう促されています。

■ どのような行為が「高齢者虐待」にあたりとされているか

高齢者虐待は、「同居家族など養護者によるもの」と「介護施設や介護事業者の従事者などによるもの」、に大きく分かれますが、このうち「同居家族など養護者によるもの」については、以下の 5 つの内容が「虐待」として定義されています。

分類	内容	具体例
1 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じたり、またそのおそれのある暴力を加えること。	・ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけどをさせる ・ 食べ物を無理やり口に入れる ・ ベッドに縛り付ける（身体拘束）、故意に薬を過剰に服用させて行動を抑制する など
2 介護・世話の放棄（ネグレクト）	介護が必要な高齢者に対する世話や養護を、度を越えて放棄・放任すること。	・ 衰弱するほど過度に食事を減らす（高齢者が恒常的に空腹状態におかれている、脱水症状や栄養失調の状態にあるなど） ・ 高齢者を不衛生な状態で放置する（入浴させない、室内にごみを放置するなど） ・ 必要な介護・医療サービスを、相応の理由なく制限する、使わせない ・ 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する など
3 心理的虐待	高齢者に著しい精神的苦痛・心理的苦痛を与える言動（激しい暴言、脅し、侮辱、無視、嫌がらせなど）を行うこと。	・ 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・ 侮辱を込めて、子供のように扱う ・ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など

4 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせること。	・排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、性行為の強要 など
5 経済的虐待	養護者や高齢者の親族が、本人の財産を不当に処分したり、本人に必要な金銭の使用を理由なく制限すること。	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の財産（家・土地など）を、本人に無断で売却する ・本人の年金や預貯金を、本人の意思・利益に反して使用する など

このように、ひとくちに「高齢者虐待」といっても、その内容は多岐にわたります。

「虐待」というと「身体にダメージを与える」という身体的な虐待をイメージしがちですが、高齢者に対する虐待では、心理的虐待や介護放棄（ネグレクト）、経済的虐待が増えています。

■ 「高齢者虐待」に気づいたとき、どこに相談すればよいか

高齢者虐待は、これまでの家族関係など複雑な事情を抱えていることが多く、第三者に把握されにくいという特徴があります。また、心理的虐待や介護放棄（ネグレクト）、経済的虐待などの場合、当事者の間では「虐待している」「虐待されている」という自覚がない場合もあります。

このため、周囲の人々が虐待のサインに気づき、早めに対処することが、深刻な事態を防止するうえで重要となります。

「これは虐待ではないか」と思われる状況を見たり、聞いたりしたときは、下記までご相談ください。

相談窓口

この相談窓口は、単に虐待の通報を受け付けるだけでなく、介護ストレスを抱える家族に対する相談受付や支援（助言・指導）を行うことも目的としています。

「介護に疲れてしまった」「つい、きつくあたってしまう」など、介護に関する悩みがあるときは、ひとりで抱え込まずにご相談ください。相談者・通報者についての秘密は厳守いたします。ささいなことであっても、まずはご相談ください。

名称	電話番号
福祉相談課相談支援係	03-3430-1111 内線 2273
あいとびあ地域包括支援センター (中和泉・西和泉・元和泉・東和泉地域)	03-5438-3565
地域包括支援センターこまえ正吉苑 (和泉本町・東野川・西野川地域)	03-5438-2522
地域包括支援センターこまえ苑 (岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町地域)	03-3489-2422

民生委員・児童委員一覧表

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
1	渡邊 由美子	西野川1-3-13	3489-9358	西野川1丁目全域
2	松本 葉子	和泉本町3-24-14	3489-7920	西野川2丁目1～33 番
3	栗山 恵美	西野川3-12-21	3430-3024	西野川3丁目全域
4	富永 登美子	西野川4-1-13	3480-5796	西野川4丁目1～13 番 和泉本町4丁目 11 番 25 号
5	荻野 修	西野川4-19-25	3480-1892	西野川2丁目 34～41 番 西野川4丁目 14～42 番
6	橋井 節子	和泉本町1-6-20	3480-4592	和泉本町1丁目1～9番、37 番
7	地域福祉課まで連絡してください。			和泉本町1丁目 35 番(グランドメゾン)
8	大矢 美枝子	和泉本町1-36-3-715	3480-1004	和泉本町1丁目 36 番(セントラルハイツ)
9	中谷 三代子	和泉本町1-10-6	3489-7580	和泉本町1丁目 10～34 番
10	長谷川 善彦	和泉本町2-9-2	3489-1384	和泉本町2丁目全域
11	鈴木 茂	和泉本町3-34-11	3480-0886	和泉本町3丁目1～25 番
12	松本 和美	和泉本町4-5-14	5438-4160	和泉本町3丁目 26～39 番、4丁目 1～6番、8～10 番
13	地域福祉課まで連絡してください。			和泉本町4丁目7番1～11 号
14	地域福祉課まで連絡してください。			和泉本町4丁目7番 12～19 号・51 号、4丁目 11 番
15	町田 紀美子	和泉本町4-7-41-201	3488-1766	和泉本町4丁目7番 20～23 号・41～ 50 号
16	鈴木 いつ子	和泉本町4-7-37-505	3480-4369	和泉本町4丁目7番 24～28 号・36～ 40 号
17	地域福祉課まで連絡してください。			和泉本町4丁目7番 29～35 号
18	三角 佐智子	岩戸北1-20-5	3489-4912	岩戸北1丁目全域
19	田中 麗子	岩戸北2-9-14	3480-1087	岩戸北2丁目全域
20	河村 久男	岩戸北3-13-3	5761-5542	岩戸北3丁目1～14 番
21	上遠野 秀夫	岩戸北3-20-12	3489-8011	岩戸北3丁目 15～23 番、東和泉 1丁目1～5番
22	西山 偕子	岩戸北4-19-11	3489-1662	岩戸北4丁目全域

民生委員・児童委員一覧表

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
23	稚田 千春	東野川1-5-29	3488-4518	東野川1丁目1～11番、31～36番、4丁目14～16番
24	伊倉 房江	東野川1-13-25	3480-2635	東野川1丁目12～30番
25	稲田 康子	東野川3-17-3-110	3480-7815	東野川2丁目全域、3丁目1～14番
26	宮谷 敏江	東野川3-15-4-518	5497-5660	東野川3丁目15～22番
27	高木 良枝	東野川3-15-4-1107	090-2722-7384	東野川4丁目1～13番、17～30番
28	梅本 ろり絵	東野川1-26-18	3430-7101	主任児童委員
29	大塚 直美	和泉本町1-10-1-204	3488-3227	主任児童委員
30	飯田 美佐江	中和泉1-21-11	3489-3955	中和泉1丁目全域
31	地域福祉課まで連絡してください。			中和泉2丁目全域
32	毛塚 哲	中和泉2-27-9	3480-9545	中和泉3丁目1～30番
33	花澤 美代子	中和泉3-32-1	3480-2828	中和泉3丁目31～36番、中和泉4丁目全域
34	地域福祉課まで連絡してください			中和泉5丁目1～21番
35	杉本 美恵子	中和泉5-9-3	3489-2532	中和泉5丁目22～43番
36	地域福祉課まで連絡してください。			西和泉1丁目1～14番、16番
37	地域福祉課まで連絡してください。			西和泉1丁目15番、2丁目全域
38	市川 衛	元和泉1-12-1	3488-4429	元和泉1丁目全域
39	西山 美和子	元和泉2-25-13	3480-3497	元和泉2丁目全域
40	佐藤 まり子	元和泉3-14-11	3488-5780	元和泉3丁目全域、東和泉4丁目5～11番
41	谷田部 豊子	東和泉1-28-19	3489-7679	東和泉1丁目6～28番、2丁目1～5番
42	谷田部 茂	東和泉1-35-12	3480-6548	東和泉1丁目29～36番、2丁目6～20番
43	地域福祉課まで連絡してください。			東和泉3丁目全域、4丁目1～4番
44	門脇 由美子	駒井町1-33-3	3488-2004	猪方1丁目全域

民生委員・児童委員一覧表

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
45	地域福祉課まで連絡してください。			猪方2丁目5～26 番
46	地域福祉課まで連絡してください。			猪方2丁目1～4番、3丁目1～13番・17～19番・21～24番
47	羽田野 栄子	猪方3-27-2	5497-7467	猪方3丁目14～16番、20、25～41番
48	伊藤 和子	猪方4-1-16	3480-0592	猪方4丁目全域
49	山本 和子	駒井町2-29-13	3480-6606	駒井町1丁目全域、2丁目1～4番
50	井本 宏明	駒井町1-10-14	3430-5265	駒井町2丁目5～36 番
51	小塚 裕子	駒井町3-34-6	5497-5430	駒井町3丁目全域
52	清水 豊子	岩戸南1-9-8	3480-3581	岩戸南1丁目全域
53	三竹 真知子	岩戸南2-6-20	3480-1626	岩戸南2丁目1～15 番
54	根石 洋子	岩戸南3-26-13	3480-8118	岩戸南2丁目 16～27 番、3丁目 13～27 番
55	地域福祉課まで連絡してください。			岩戸南3丁目1～11 番
56	神 由喜江	岩戸南4-24-23	3489-5093	岩戸南4丁目全域
57	五辺 博子	東和泉3-7-2	3489-4188	主任児童委員
58	高橋 蘭子	中和泉5-2-34	3489-3731	主任児童委員

狛江市老人クラブ（長寿会など）一覧表

（平成27年4月1日現在）

名称	会長名	住所・電話	区域
第一長寿会	國井 功雄	中和泉3-22-22 (3489)0883	中和泉2～5丁目
第二長寿会	小熊 レエ	岩戸南4-10-5 (3488)0125	岩戸南全域
第三長寿会	鈴木 正治	西野川1-3-4 (3489)5094	東野川全域
多摩川六十路会	池田 盛義	西和泉2-2-407 042-484-8752	西和泉全域
南部長寿会	水野 玉磨子	駒井町1-18-36 (3489)9382	猪方全域
いづみ長寿会	増田 春代	東和泉1-30-2-205 (3480)5992	東和泉1、2丁目
あづま長寿会	勝瀬 澄子	岩戸北1-12-10-403 (3430)4382	岩戸北全域
第五長寿会	加藤 悦男	元和泉1-22-4 (3480)7944	中和泉1丁目、元和泉全域
第六長寿会	澤田 健二	岩戸南4-11-3 (3488)1297	東和泉3、4丁目
あすなろ会	榎本 幸三	西野川2-39-5 (3489)7591	西野川全域
和泉本町健康クラブ	野田 孝幸	和泉本町1-24-8 (3480)2515	和泉本町全域 (4丁目7番の都営を除く)
駒井町健康クラブ	金井 正治	猪方1-16-4 (3489)7037	駒井町全域
狛江団地若草会	伏見 正明	和泉本町4-7-2-303 (3480)8441	和泉本町4丁目7番
狛江団地健康クラブ	増島 瀬四郎	和泉本町4-7-31-201 (3480)8669	和泉本町4丁目7番
はなみずき会	島崎 洋子	和泉本町1-36-3-716 (3430)2756	狛江セントラルハイツ
百の会	杉浦 祝子	西和泉1-15-110 090(4547)8564	西和泉1丁目
ハイタウンかわせみ会	百瀬 宗直	東野川3-5-4-505 (3488)0467	東野川3丁目 15～17 番
狛江市 老人クラブ連合会	根本 克男	東和泉3-2-20 (3480)7386	市内の老人クラブが全て加盟 している連合会

東京都の各種相談窓口

東京都保健医療情報センター「ひまわり」 (東京都福祉保健局)	24 時間医療機関案内 お問い合わせ時間に診療を行っているお近くの医療機関をご案内します。(コンピューターによる自動応答サービス) 保健医療福祉相談 保健医療に関する相談や問い合わせに相談員が応じます。 【受付日時】 平日午前 9 時～午後 8 時 外国語による医療情報サービス 外国語で受診できる医療機関や、日本の医療制度の案内を行っています。(対応言語：英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語) 【受付日時】 毎日午前 9 時～午後 8 時 HP http://www.hinawari.metro.tokyo.jp 電話 03- 5272- 0303 03- 5285- 8181 (外国語) FAX 03- 5285- 8080 (聴覚障がい者向け専用ファクシミリ)
患者の声相談窓口 (東京都福祉保健局)	都内の医療機関で行われている、医療に関する問題を自ら解決するための助言などを行い、患者と医療機関との信頼関係の構築を支援します。 東京都医療安全支援センター 電話による相談を原則としています。(原則 30 分以内) 【受付日時】 平日午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時 電話 03- 5320- 4435 多摩府中保健所医療安全支援センター 医療に関するご相談、また、対象地域に所在する診療所・病院に関するご相談をお受けします。(原則 30 分以内) 【受付日時】 平日午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時 電話 042- 362- 4691
東京消防庁テレホンサービス (東京消防庁)	救急相談センター 急な病気や、ケガをした場合に「救急車を呼んだほうがいいのかな?」「今すぐ病院に行ったほうがいいのかな?」など迷った際に、症状に基づく緊急性の有無や受診の必要性のアドバイス、医療機関案内など、相談医療チームが 24 時間年中無休で対応しています。 電話 #7119 (携帯電話、PHS、プッシュ回線) 042- 521- 2323 (ダイヤル回線)
高齢者のための夜間安心電話 (公益社団法人東京社会福祉士会)	高齢者やその家族の抱える保健や福祉に関わる心配ごとや悩みについて情報提供をおこなっています。 【受付日時】 毎日午後 7 時 30 分～10 時 30 分 電話 03- 5944- 8640

認知症てれほん相談 (公益社団法人認知症の 人と家族の会)	認知症高齢者を在宅で介護している家族などへの精神的な援助と情報提供をしています。 【受付け日時】 毎週火曜日及び金曜日 (祝日と年末年始は除く。) 午前 10 時～午後 3 時 電話 03- 5367- 2339
認知症 110 番 (公益社団法人認知症予 防財団)	認知症の家族や認知症に関心のある方に認知症に関する相談に専門家が答えます。 【受付け日時】 月曜日及び木曜日 (祝日と年末年始は除く。) 午前 10 時～午後 3 時 電話 0120- 654874 H P http://www.nai.nichi.co.jp/ninchi.shou/
東京都若年性認知症 総合支援センター (東京都福祉保健局)	専門の若年性認知症支援コーディネーターが、ご本人やご家族からのご相談に対応します。 【受付け日時】 平日午前 9 時～午後 5 時 相談専用電話 03- 3713- 8205 ※相談無料

※平日とは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除いた日をいいます。

窓口一覧

窓口名	電話番号	所在地	備考
地域福祉課	市役所代表 03-3430-1111	狛江市和泉本町 1-1-5	内線 2232
福祉相談課			内線 2274 相談支援係 内線 2213 生活支援係
高齢障がい課			内線 2208 障がい者支援係 内線 2235 介護保険係 内線 2222 高齢者支援係
保険年金課			内線 2287・2288 医療年金係
市民課			内線 2291
地域活性課			内線 2225 地域振興係 内線 2229 消費生活相談
社会教育課			内線 2371 文化財担当 内線 2372 社会教育係
健康推進課	03-3488-1181	狛江市元和泉 2-35-1	あいとぴあセンター内
狛江市民総合体育館	03-3430-1141	狛江市和泉本町 3-25-1	
狛江市立公民館	03-3480-3201	狛江市元和泉 2-35-1	
狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294	狛江市元和泉 2-35-1	あいとぴあセンター内
地域包括支援センター こまえ苑	電話 3489-2422 FAX 3489-2587	狛江市岩戸南 4-17-17	
あいとぴあ 地域包括支援センター	電話 5438-3565 FAX 3430-9779	狛江市元和泉 2-35-1	あいとぴあセンター内
地域包括支援センター こまえ正吉苑	電話 5438-2522 FAX 3488-0056	狛江市西野川 2-27-23	
シルバー人材センター	03-3488-6735	狛江市猪方 4-13-1	公益社団法人狛江市 シルバー人材センター
こまほっとシルバー 相談室	03-3430-7121	狛江市和泉本町 4-27-106	都営狛江団地内商店街内

「シルバーガイドブック」 登録番号 H27-39

発 行 日	平成 27 年 12 月
編集及び発行	粕江市福祉保健部高齢障がい課 粕江市和泉本町 1 - 1 - 5 電話 03 (3430) 1111
庁 内 印 刷	無償